

1 栄区内の刑法犯認知件数(暫定値)

	令和2年			平成31年 3月末累計	対前年比(件)
	3月件数	先月末累計	3月末累計		
全認知件数	25	58	83	102	-19
凶悪犯	0	0	0	1	-1
粗暴犯	1	3	4	2	2
窃盗犯	23	37	60	54	6
侵入盗犯	3	7	10	13	-3
空き巣	2	5	7	5	2
その他	1	2	3	8	-5
乗り物盗	7	10	17	15	2
自転車	6	10	16	13	3
オートバイ	1	0	1	2	-1
自動車	0	0	0	0	0
非侵入窃盗	13	20	33	26	7
ひったくり	0	0	0	0	0
部品ねらい	0	0	0	2	-2
車上ねらい	0	3	3	6	-3
自動販売機ねらい	0	0	0	1	-1
その他	13	17	30	17	13
知能犯	1	7	8	22	-14
詐欺	1	6	7	22	-15
その他	0	1	1	0	1
風俗犯	0	2	2	6	-4
その他の刑法犯	0	9	9	17	-8
占有離脱物横領	0	2	2	3	-1

※ 参考事項

- 凶悪犯 ~ 殺人、強盗、放火など
- 粗暴犯 ~ 暴行、傷害、恐喝、脅迫など
- 窃盗犯
 - ・ 侵入盗 ~ 空き巣、忍び込み、事務所荒し、金庫破り、出店荒しなど
 - ・ 乗り物盗 ~ 自動車、オートバイ、自転車
 - ・ 非侵入盗 ~ ひったくり、すり、置き引き、万引きなど
- 知能犯 ~ 詐欺、横領、通貨偽造など
- 風俗犯 ~ 強制わいせつ、賭博、わいせつ物頒布など
- その他の刑法犯 ~ 占有離脱物横領、住居侵入など

県内の刑法犯認知件数 令和2年3月末現在(暫定値) 9,043件(前年比 -285件、-3.1%)

2 刑法犯検挙状況(3月末現在)

	検挙件数	検挙人員	検挙率(%)
刑法犯全体	83	29	59.0%
窃盗犯	60	12	58.3%

3 人身交通事故発生状況(3月末現在)

	件数	対前年比
発生	50	-3
死者	0	±0
負傷者	56	-6

4 特殊詐欺の認知状況

令和2年3月末の県内の認知(暫定値)

	認知件数	被害金額(約)
	482	5億6,923万円
オレオレ詐欺	83	1億9,880万円
預貯金詐欺	143	9,805万円
架空料金請求詐欺	24	4,948万円
融資保証金詐欺	5	476万円
還付金詐欺	26	2,817万円
その他の手口	5	1,291万円
キャッシュカード詐欺盗	196	1億7,706万円

令和2年3月末までの栄区内の認知(暫定値)

	認知件数	被害金額(約)
特殊詐欺総数	9	1,040万円
オレオレ詐欺	3	445万円
預貯金詐欺	2	57万円
架空料金請求詐欺	1	350万円
融資保証金詐欺	0	0
還付金詐欺	0	0
その他の手口	0	0
キャッシュカード詐欺盗	3	188万円

5 警察からのお知らせ

- (1)キャッシュカードを騙し取る特殊詐欺が増えています。
 栄区で被害が増加している手口は、区役所職員、警察官やデパート職員などをかたった犯人が「医療費の還付金がある」、「あなたのカードが他人に使われた」などと電話かけてきた後、金融機関職員などを装った犯人がキャッシュカードを騙し取りにくる手口です。
- (2)空き巣、忍び込みの被害に注意して下さい。
 無締りの窓や玄関などから侵入されたり、窓を割られて室内に侵入される空き巣や忍び込みに注意して下さい。
 外出する際にはもちろんの事、在宅中でも戸締りをしっかりしましょう。
 人の動きを感知して点灯するセンサーライトや防犯カメラの設置なども、防犯対策としては有効です。

現在、神奈川県は交通死亡事故の発生が全国ワースト1位。
 二輪車の右折×直進の事故、歩行者の関係する事故が多く発生しています。
 無理な運転はせず、速度は控えめにお願いします。
 横断歩道は歩行者優先です。
 反射材を身に着け、横断歩道を渡りましょう。

神奈川県の交通事故死者
 全国ワースト1



二輪車の死亡事故の6割が…
(右折×直進の事故 車両単独の事故)

無理な運転は事故に直結！
 速度は控えめに！

ドライバーのみなさま！
 横断歩道は歩行者優先です
 神奈川県警察

至急 お知らせ！！

新型コロナウイルス対応のため
 4月16日から当面の間
 運転免許センター及び全ての警察署で免許業務の一部停止をします。
 警察署で扱う業務は、運転免許の有効期間の延長手続きのみです。
 有効期間が令和2年7月31日までの方が対象です。
 受付時間
 平日の
 8時30分～12時又は
 13時～17時15分

交通安全に関する情報を発信
 QRコードを
 読み取ってアクセス！ →

交 番 名	町 名	凶悪犯	空き巣	ひったくり	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上狙い	特殊詐欺	その他	合計
元大橋	元大橋 1丁目										0
	元大橋 2丁目										0
	中 野 町										0
	若 竹 町										0
	柏 陽										0
	鍛冶ヶ谷 1丁目					1				2	3
	鍛冶ヶ谷 2丁目		1							1	2
	鍛 冶 ヶ 谷 町										0
元大橋・庄戸	上 郷 町						2			4	6
上郷・庄戸	野七里 1丁目						2			1	3
庄 戸	野七里 2丁目									2	2
	庄 戸 1丁目										0
	庄 戸 2丁目										0
	庄 戸 3丁目								1		1
	庄 戸 4丁目										0
	庄 戸 5丁目										0
	東 上 郷 町										0
	長 倉 町								1		1
豊 田	本郷台 1丁目		1								1
	本郷台 2丁目										0
	本郷台 3丁目										0
	本郷台 4丁目						1				1
	本郷台 5丁目		1								1
	飯 島 町		1						2	6	9
	長 沼 町								1	1	2
	合 計		0	7	0	0	1	16	3	9	47

栄区内の火災・救急状況について

区連会4月定例会議資料
令和2年4月20日
栄 消 防 署

令和2年3月31日現在

火災情報

栄 区 内					
火災発生状況					
年 別	令和2年		令和元年	増△減	
	3月	累計			
件 数	0	3	5	△ 2	
火災種別	建 物	0	2	4	△ 2
	林 野	0	0	0	0
	車 両	0	0	0	0
	船 舶	0	0	0	0
	航空機	0	0	0	0
	その他	0	1	1	0
損害	焼損床面積	0	132	37	95
	死 者	0	0	0	0
	焼死等	0	0	0	0
	放火自殺	0	0	0	0
	負 傷 者	0	0	0	0

横 浜 市 内					
火災発生状況					
年 別	令和2年	令和元年	増△減		
			件 数	増△減	
件 数	210	204	6		
火災種別	建 物	128	116	12	
	林 野	0	1	△ 1	
	車 両	17	12	5	
	船 舶	0	0	0	
	航空機	0	0	0	
	その他	65	75	△ 10	
損害	焼損床面積	1,743	1,849	△ 106	
	死 者	6	8	△ 2	
	焼死等	4	6	△ 2	
	放火自殺	2	2	0	
	負 傷 者	27	46	△ 19	

主 な 出 火 原 因				
	種 別	令和2年	令和元年	増△減
1	放火	1	0	1
2	こんろ	1	1	0
3	たばこ	0	2	△ 2
4	配線器具	0	1	△ 1
5	ストーブ	0	1	△ 1

主 な 出 火 原 因				
	種 別	令和2年	令和元年	増△減
1	放火	54	57	△ 3
2	たばこ	23	36	△ 13
3	こんろ	21	24	△ 3
4	配線器具	13	4	9
5	ストーブ	11	12	△ 1

※本年数値は速報のため変更する場合があります。

栄区連合町内会別火災発生状況			
豊田地区	0	本郷第三地区	1
笠間地区	0	上郷西地区	2
小菅ヶ谷地区	0	上郷東地区	0
本郷中央地区	0	連合未加入	0
合 計			3

【3月中の火災】
・無火災でした。

救急情報

令和2年3月31日現在

栄区内				
救急状況				
年別	令和2年		令和元年	増△減
	2月	累計		
件数	483	1,587	1,622	△ 35
急病	354	1,194	1,204	△ 10
交通事故	14	39	49	△ 10
一般負傷	96	282	294	△ 12
その他	19	72	75	△ 3

横浜市内			
救急状況			
年別	令和2年	令和元年	増△減
件数	51,101	52,846	△ 1,745
急病	35,132	36,762	△ 1,630
交通事故	2,264	2,441	△ 177
一般負傷	9,427	9,093	334
その他	4,278	4,550	△ 272

※ 本年数値は速報のため、変更する場合があります。

インフォメーション

初期消火器具等設置費用の一部を補助します

消防局では、自治会町内会が初期消火器具等を設置する費用の一部を補助する事業を行っています。

1 申請要件

下記3つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。

- (1) 地域に消火栓がある
- (2) 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれがある
- (3) 定期的に訓練を実施できる

2 申請について

- (1) 受付期間：令和2年4月1日（水）～令和2年8月31日（月）
- (2) 申請方法：申請書に必要事項を記入の上、栄消防署予防課にご提出をお願いします。

※申請書は4月1日以降に消防局ホームページまたは消防署で入手できます。

3 補助率について

補助率：整備費用2/3、上限20万円

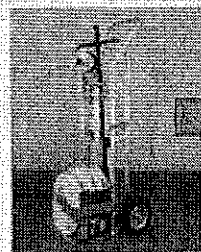
- 4 お問合せ先 栄消防署予防課 電話：892-0119

初期消火器具等とは？

初期消火器具には、初期消火箱（固定式）とスタンドパイプ式初期消火器具（可搬式）の2種類があり、消防車が進入できない道路狭隘地域等においても、消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。



放水の様子



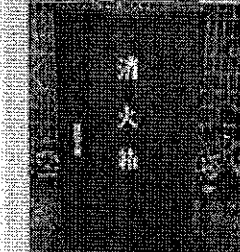
スタンドパイプ式
初期消火器具（可搬式）



台車を箱に
収納するタイプ



台車が箱型
のタイプ



初期消火箱（固定式）

令和2年4月20日

自治会・町内会会長各位

日本赤十字社栄区地区委員会
委員長 富士田学

令和2年度日赤活動資金募集について（お願い）

平素から赤十字事業に対しては、一方ならぬご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

平成31年度（令和元年度）は事業推進の基盤である日赤活動資金募集にご協力いただき大変ありがとうございました。本年度も予定額として別紙のとおり募金額を設定させていただきましたので、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、日赤の関係書類等を下記のとおり送付いたしますのでよろしくお取り計らいください。

- (1) 令和2年度日赤活動資金予定額一覧表（区全体・地区別）
- (2) 令和2年度日赤会員増強運動資材一覧表（地区別）

【募集期間】5月1日～6月30日

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年5・6月中としております募集期間について、各自治会・町内会様の状況に合わせてずらしていただいて構いません。また、皆さまの健康・安全を第一義とし、緊急事態宣言の期間中は戸別訪問等による募集を避けていただくようお願いいたします。なお、今年度分の会費については令和2年8月末までにご送金くださいますようお願い申し上げます。

【窓口受付時間】祝祭日を除く、月～金 午前9時～午後5時

資材についてのご要望（追加等）がありましたら下記事務局までご一報ください。なお、資材等の余剰分については、貴会で処分していただいかまいません。

事務局：日本赤十字社栄区地区委員会 担当：倉田・松尾
栄区桂町279-29（栄区社会福祉協議会内）
TEL 894-8521 FAX 892-8974

令和2年度日赤活動資金目標額

日赤活動資金目標額 7,937,600 円

単位(円)

募金の種類	地区名	対象世帯数	目標額合計
日赤活動資金	豊田	9,398	1,879,600
	笠間	5,789	1,157,800
	小菅ヶ谷	5,798	1,159,600
	本郷中央	6,610	1,322,000
	本郷第三	4,496	899,200
	上郷西	3,454	690,800
	上郷東	3,474	694,800
	小計	39,019	7,803,800
その他	事務局	-	133,800
合 計		-	7,937,600

※実施期間: 令和2年5月1日~6月30日

※対象世帯数は令和2年1月1日現在の自治会・町内会加入世帯数から5%を控除したものです。

※目標額: 日赤活動資金 対象世帯数×200円

令和2年4月20日

自治会・町内会会長各位

社会福祉法人
横浜市栄区社会福祉協議会
会 長 日浦 美智江

令和2年度 区社協協力金について (お願い)

平素から栄区社会福祉協議会事業に対しては、一方ならぬご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

平成31年度(令和元年度)は地域福祉推進の基盤となる区社協協力金にご協力いただき大変ありがとうございました。本年度も予定額として金額を設定させていただきましたので、何卒よろしくお願い申し上げます。

金 額 : 1世帯あたり32円
地区別依頼額 : 別添「予定額一覧表」のとおり

【募集期間】5月1日～6月30日

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年5・6月中としております募集期間について、各自治会・町内会様の状況に合わせてずらしていただいて構いません。また、皆さまの健康・安全を第一義とし、緊急事態宣言の期間中は戸別訪問等による募集を避けていただくようお願いいたします。なお、今年度分の会費については令和2年8月末までにご送金くださいますようお願い申し上げます。

【窓口受付時間】祝祭日を除く、月～金 午前9時～午後5時
(日赤活動資金と同時にお預かりさせていただきます。)

事務局：栄区社会福祉協議会 担当：倉田・松尾
栄区桂町279-29
TEL 894-8521
FAX 892-8974

令和2年度 区社協協力金目標額

区社協協力金目標額

1,270,016 円

単位(円)

募金の種類	地区名	対象世帯数	目標額合計
区社協協力金	豊田	9,398	300,736
	笠間	5,789	185,248
	小菅ヶ谷	5,798	185,536
	本郷中央	6,610	211,520
	本郷第三	4,496	143,872
	上郷西	3,454	110,528
	上郷東	3,474	111,168
	小計	39,019	1,248,608
その他	事務局	-	21,408
合 計		-	1,270,016

※実施期間: 令和2年5月1日～6月30日

※対象世帯数は令和2年1月1日現在の自治会・町内会加入世帯数から5%を控除したものです。

※目標額: 区社協協力金 対象世帯数×32円

令和元年度 栄区ごみ量の報告について

区連会説明資料
令和2年4月20日
資源循環局栄事務所

区民の皆様には、日頃からごみの分別や減量にご協力いただきありがとうございます。
令和元年度の「燃やすごみ量」は、速報値で、目標に対し総量で327トンの増となりました。
毎年、5月になりますと、庭の剪定枝や雑草が大量に出て、「燃やすごみ量」を押し上げています。集積場所にはすぐに出さず、2～3日置いておくと、自然乾燥し水分が減少します。
今後も、分別の徹底と水切りに引き続きご協力ください。

1 目標と実績の差異（栄区家庭系）

	燃やすごみ量		原単位 ※注1	ごみと資源の総量		原単位
	元年度			元年度		
目標値	元年度	18,023t	410g	元年度	27,870t	634g
				12月累計	21,548t	652g
実績	元年度	18,350t	419g	12月累計	21,621t	656g
	差異	327t	9g	差異	73t	4g

※注1…原単位＝1人1日あたりの排出量

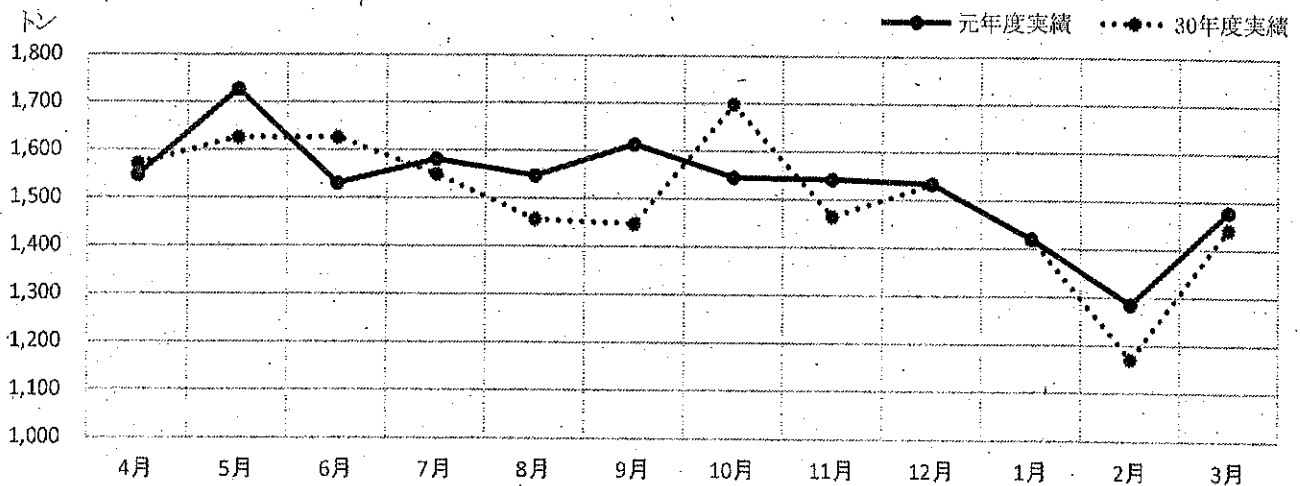
※目標値は、3R夢プラン基準年度となる21年度実績に対して、原単位で「燃やすごみ：▲26g」「ごみと資源の総量：▲80g」としています。



2 燃やすごみ量（令和元年度速報値）

	4-6月		7-9月		10-12月		1-3月		3月までの累計		
		21年度比		21年度比		21年度比		21年度比		21年度比	
元年度(t)	4,804	▲482	4,742	▲464	4,621	▲422	4,183	▲192	18,350	▲1,560	
原単位(g)	439	▲25	430	▲22	420	▲18	384	▲5	419	▲17	
30年度(t)	4,823	▲463	4,453	▲753	4,695	▲348	4,032	▲343	17,998	▲1,912	
原単位(g)	440	▲24	402	▲50	425	▲13	373	▲16	410	▲26	
基準年	21年度(t)	5,286		5,206		5,043		4,375		19,910	
	原単位(g)	464		452		438		389		436	

燃やすごみ量の推移



令和元年度 家庭系燃やすごみ量実績（速報値）について

1 家庭系燃やすごみ量実績（速報値）

令和元年度の家庭系燃やすごみ量は、ヨコハマ 3 R 夢プラン推進計画（2018～2021）の基準年度である平成 29 年度に比べ、0.6%の増加となりました。

1 月から 3 月にかけて、平成 29 年度の同月との比較で、ごみ量が増加しており、新型コロナウイルス対策により在宅日数が増加したことなどが影響したものと考えられます。

表 令和元年度燃やすごみ量実績（速報値）

	家庭系燃やすごみ量 ^{※1}	収集日数 ^{※2}
令和元年度	551,906 トン	207 日
29 年度差	3,392 トン (0.6%)	—
29 年度 (基準年度)	548,514 トン	207 日

※1 燃やすごみ量実績は 4/1～3/31 の実績です。年度により収集日数が異なるため、年度間で比較する際は、日数により実績差に増減が出る場合があります。
(参考：一日あたりの家庭系燃やすごみ収集量は、約 2,600 トン)

※2 収集日数は、月・火・金・土曜のうち、12/31～1/3 及び台風により収集を中止した日を除いた日数です。

2 令和 2 年度に向けて

新型コロナウイルスの感染拡大が懸念される現状において、市民の皆様が安心して生活を送るため、安定した廃棄物処理の継続が何よりも重要です。引き続き、分別はもとよりリデュースの取組にご協力いただきますようお願いいたします。

今後も、市民の皆様による 3 R 行動の実践につながるよう、分かりやすい情報提供に努めてまいります。

担 当 : 資源循環局政策調整課

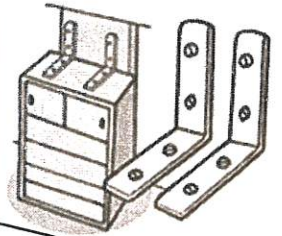
電 話 : 0 4 5 - 6 7 1 - 2 5 0 3

F A X : 0 4 5 - 6 4 1 - 1 8 0 7

Eメール : sj-seisaku@city.yokohama.jp

申込期間：令和2年4月1日～7月31日（第1次）

家具転倒防止器具の 取付けを代行します



先着500件！

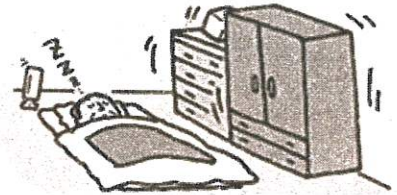
～横浜市家具転倒防止対策助成事業（令和2年度）～

横浜市では、家具転倒防止対策の取組を支援するため、転倒防止器具の取付けを無料代行します（器具代は申請者のご負担となります。）。

◆対象

同居者全員が、下記の①～⑥のいずれかであること

- ①65歳以上
- ②身体障害者手帳の交付を受けている
- ③愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている
- ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- ⑤介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
- ⑥中学生以下



※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯については②～⑤に該当しない限りこの制度の対象となりません。

【注意事項等】

- 事前調査及び取付作業はNPO法人横浜市まちづくりセンターが実施します。
- 調査・作業時は、申請者の立会いをお願いします。
- 初回訪問時に対象世帯であることを書類で確認するため、生年月日が分かる書類・障害者手帳・介護保険証等をご用意ください。（写しの提出は不要です）
- ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取り付けできないことがあります。
- 取付代行できる家具は2つまでとします。

◆お申し込みにあたって

お申し込みを希望される方は、下記の同意事項に同意の上、裏面をお読みください。

- ◆ ①取付後の家具や家屋に関する損害賠償、②取付後に発生した地震等の災害で家具等が転倒し負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者及び当該住宅等の所有者に対する損害賠償を請求しません。
- ◆ 取付後の家具等の移動及び転倒防止器具の取外しは、自己の責任で行います。

◆申込みから取付までの流れ

①電話・FAXでお申し込みの場合

TEL: 045-262-0667

(※平日 10時～16時(12時～13時を除く))

FAX: 045-315-4099

(下段申込書に必要事項を記入し FAX 送信)

郵送: 〒231-0033 横浜市中区長者町 5-49-1

横浜市まちづくりセンター宛

(下段申込書に必要事項を記入し郵送)

②電子申請でお申し込みの場合

市ホームページまたは下記の QR コードからアクセスして、必要事項をご入力下さい。

横浜市 家具転倒防止対策

検索



←QR コードはこちら

申請書(往復ハガキ)が届きます。
返信用ハガキに必要事項を記入し、返送してください。

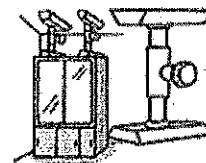
横浜市から「利用決定通知書」*が届き、その後、訪問日時の調整を行います。
※対象世帯でない場合は利用却下通知が届きます

取付員が訪問します。

申込みから取付けまでにお時間がかかる場合がございます。

1回目(調査訪問)

- ・対象世帯であることを書類等で確認します。
- ・家屋状態の確認、ご相談の上、取付家具と転倒防止器具を決めます。
(器具購入のご相談も承ります)



2回目(取付訪問)

- ・調査訪問で決定した器具を取り付けます。

下記の内容をご記入の上、郵送または FAX にて NPO 法人横浜市まちづくりセンターへ送付ください。申請書(往復ハガキ)をご自宅へお届けします!

- ・私は助成対象者であることを確認しました。
- ・申請書(往復ハガキ)の送付を希望します。 (←チェックをしてください。)

(フリガナ) 氏名	
住所	〒 _____ 横浜市
連絡先	_____ (自宅・携帯電話)

【送付先】 NPO 法人横浜市まちづくりセンター

〒231-0033 横浜市中区長者町 5-49-1 ラフイーヌ長者町 2 階 FAX: 045-315-4099

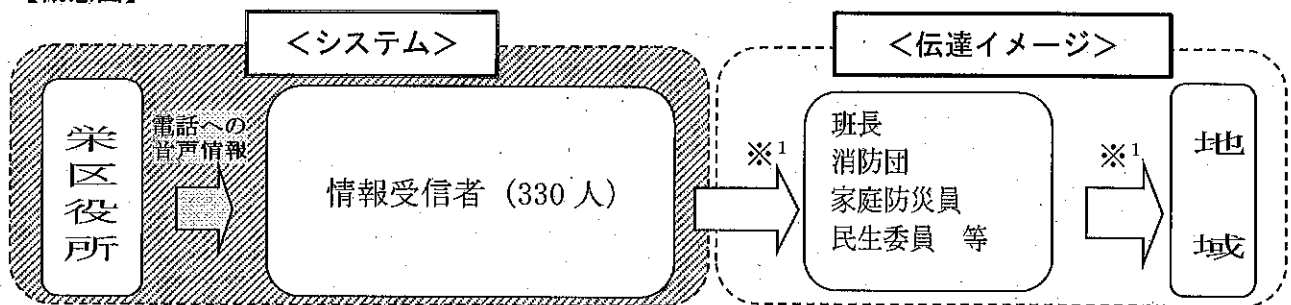
栄区緊急時情報伝達システムの活用による情報提供体制の強化について

栄区では風水害時等の情報伝達を迅速に行うため、緊急時情報伝達システムを活用して、区から地域の皆様への情報提供体制の強化を図ります。

つきましては、システムの登録対象となる方の電話番号の登録についてご協力をよろしくお願ひします。

1 緊急時情報伝達のイメージ

【概念図】



※¹ 情報受信者から地域の方への伝達を義務付けるものではありません。状況に応じてご対応ください。

2 システムの登録対象者（情報受信者）について

登録対象者330人（地区連合町内会長（7）、自治会・町内会長等^{※2}（264）、地域防災拠点運営委員長（20）、即時避難勧告対象世帯（39））

※² 自治会・町内会長は原則対象とし、更に防災担当役員の方など2名まで登録することができます。

3 発信内容

緊急時の情報等、区で周知の必要があると判断した情報を電話（固定・携帯）へ音声で発信します。

例）台風○号の接近に伴い、○月○日△時に避難所4か所（○○学校、○○学校、○○学校、○○学校）開設予定です。詳しくは栄区ホームページをご覧ください。

4 登録期間

令和2年6月1日から令和3年5月31日までの1年間とし、毎年度、継続を含め更新手続きのご案内をします。（年度途中の登録番号の変更や登録者変更もできます。）

5 申請方法

登録対象者の方については、原則全員登録していただくようお願いします。^{※3}

- (1) システム登録にあたり、「緊急時情報伝達システム登録・辞退申請書」に必要事項を記入し、下記の問い合わせ先まで、Eメール、FAX、郵送又は直接ご持参にてご提出をお願いします。

※³ご辞退される場合は、その旨を記載してご提出ください。

- (2) 地域防災拠点運営委員長及び即時避難勧告対象世帯に対しては、栄区総務課から個別に依頼します。

6 申請期限

令和2年5月28日(木)まで(6月初旬にテスト配信予定)

7 添付資料

- (1) 別紙1 地区連合町内会長用
「栄区緊急時情報伝達システム登録・辞退申請書」
- (2) 別紙2 自治会・町内会長用
「栄区緊急時情報伝達システム登録・辞退申請書」

【お問い合わせ先】

担当：栄区総務課 御所脇・山口

電話：894-8311 FAX：895-2260

Eメール：sa-bosai@city.yokohama.jp

栄区緊急時情報伝達システム登録・辞退 申請書
<地区連合町内会長用>

令和 年 月 日

(申請先)
(横浜市栄区長)

申請者 住所

氏名

電話

(レ点にて) どちらかをチェックをお願いします。

栄区緊急時情報伝達システムへの登録を下記の通り申請します。

役職等	〇〇連合町内会長
氏名	〇〇 〇〇
登録をする電話番号	080-△△△△-△△△△ ※固定電話、携帯電話どちらか一つの記載をお願いします。

※ ご記載いただいた個人情報は、本システム以外には使用いたしません。

栄区緊急時情報伝達システムへの登録を辞退します。

辞退理由	※必須ではありません。可能な方のみご記入ください。
------	---------------------------

【申請方法】

申請書に必要事項を記入のうえ、下記の問い合わせ先まで、直接ご持参いただくか、Eメール、FAX 又は郵送にて提出をお願いします。【期限：令和2年5月28日（木）まで】

【お問い合わせ先】

担 当：栄区総務課 御所脇・山口
電 話：894-8311 FAX：895-2260
Eメール：sa-bosai@city.yokohama.jp

栄区緊急時情報伝達システム登録・辞退 申請書
＜自治会・町内会長用＞

別紙 2

令和 年 月 日

(申請先)
(横浜市栄区長)

申請者 住所

氏名

電話

(レ点にて) どちらかをチェックをお願いします。

栄区緊急時情報伝達システムへの登録電話番号を下記のとおり申請します。

役職等	〇〇自治会長、〇〇町内会長
氏名	〇〇 〇〇
登録をする電話番号	080-△△△△-△△△△ ※固定電話、携帯電話どちらか一つの記載をお願いします。

追加登録がある場合は、下記の記入をお願いします。(追加登録がない場合は記入不要です。)

追加1	役職等	副会長、防災部長等
	氏名	〇〇 〇〇
	追加登録を希望する電話番号	080-△△△△-△△△△ ※固定電話、携帯電話どちらか一つの記載をお願いします。
追加2	役職等	
	氏名	
	追加登録を希望する電話番号	※固定電話、携帯電話どちらか一つの記載をお願いします。

※ ご記載いただいた個人情報は、本システムの登録以外には使用いたしません。

栄区緊急時情報伝達システムへの登録を辞退します。

辞退理由	※必須ではありません。可能な方のみご記入ください。
------	---------------------------

【申請方法】

申請書に必要事項を記入のうえ、下記の問い合わせ先まで、直接ご持参いただくか、Eメール、FAX 又は郵送にて提出をお願いします。【期限：令和2年5月28日(木)まで】

【お問合せ先】 担当：栄区総務課 御所脇・山口
電話：894-8311 FAX：895-2260
Eメール：sa-bosai@city.yokohama.jp

区連会4月定例会資料
令和2年4月20日
総務課

令和2年度栄区予算について

令和2年度栄区予算について、別紙のとおりご報告いたします。

(担当)

栄区役所総務課

天住、岩崎

電話 894-8313 FAX 895-2260

Eメール sa-yosan@city.yokohama.jp

令和2年度 栄区予算の考え方

目標

地域で支え合う セーフコミュニティ さかえ

姿勢

- SDGs（持続可能な開発目標）
- セーフコミュニティ活動を通じた安全・安心なまちづくり
- 現場主義
- 区民に寄り添った行政サービス

主な取組

I まちづくり

まち全体が動き出す高揚感をアピールし、幅広い世代が住み続けたいと思えるまちづくりを進めます。

電気バスを活用したCO2削減実証

本郷台駅周辺地区の魅力向上検討



II 魅力の向上・発信

多様な地域活動や文化活動による「つながり」を生かすことで、栄区のプレゼンスを高めます。

セカンドキャリア支援

多文化共生への取組



III 防災力・減災力の強化

地域特性に応じた対策を強化するとともに、自助・共助・公助の取組を確実に進めます。

広報スピーカーの出カアップ

災害用ゴムボートの購入



IV 地域福祉の推進

子育て支援や障害児・者との交流、高齢者の地域ケアを推進し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

セーフコミュニティフォーラム

第4期 栄区地福計画策定



令和2年度 栄区予算について

1 区別総括表

(単位：千円)

項目	令和2年度予算 A	令和元年度予算 B	増▲減 C=A-B
(1) 自主企画事業費	103,646	102,897	749
(2) 統合事務事業費	36,596	35,409	1,187
(3) 区庁舎・区民利用施設管理費	534,493	501,172	33,321
合計	674,735	639,478	35,257

2 内訳

(1) 自主企画事業費

(単位：千円)

項目名	R2予算額	R元予算額	増▲減
1 魅力発信・にぎわいあるまちづくり	20,174	20,237	▲ 63
2 セーフコミュニティ	15,165	9,788	5,377
3 さかえ環境まちづくり推進事業	15,311	18,529	▲ 3,218
4 防災力向上事業	15,918	9,834	6,084
5 安全・安心まちづくり推進事業	2,434	2,559	▲ 125
6 福祉保健・健康づくり推進事業	8,418	12,670	▲ 4,252
7 子育て・子ども応援事業	3,563	4,293	▲ 730
8 高齢者・障害者支援事業	14,018	13,620	398
9 おもてなし区役所推進事業	7,070	6,759	311
10 広報・広聴事業	1,575	4,608	▲ 3,033
合計	103,646	102,897	749

(2) 統合事務事業費

(単位：千円)

事業名	R2予算額	R元予算額	増▲減
1 統合事務費	21,516	19,776	1,740
2 統合事業費	15,080	15,633	▲ 553
合計	36,596	35,409	1,187

(3) 区庁舎・区民利用施設管理費

(単位：千円)

事業名	R2予算額	R元予算額	増▲減
1 区庁舎等	61,125	59,170	1,955
2 区版市民活動支援センター	18,894	18,731	163
3 土木事務所	11,475	10,873	602
4 公会堂	49,775	49,157	618
5 地区センター(3か所)	100,149	98,190	1,959
6 ログハウス	8,677	8,519	158
7 区民文化センター	113,050	110,795	2,255
8 老人福祉センター	87,960	62,600	25,360
9 コミュニティハウス(4か所)	42,096	41,161	935
10 スポーツセンター	37,040	36,284	756
11 広場・遊び場等(8か所)	1,355	1,295	60
12 区庁舎・区民利用施設修繕費	2,897	4,397	▲ 1,500
合計	534,493	501,172	33,321

<参考>

(単位：千円)

	R2予算額	R元予算額	増▲減
栄区元気な地域づくり推進事業	2,588	3,065	▲ 477
栄区協働の「地域づくり大学校」事業	876	1,010	▲ 134

横浜IR（統合型リゾート）について

現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組に伴い、IR市民説明会の開催を延期していますが、新型コロナウイルスによる感染症の発生状況を踏まえ、安全が確認された時期に再開していきたいと考えています。

2月の定例会でお知らせし、3月に概要版を情報提供させていただきました「横浜IR（統合型リゾート）の方向性（素案）」のパブリックコメントには、多くの市民の皆様からご意見をいただくことができました、広報等について御協力ありがとうございます。4月15日の市長記者会見において、感染症の発生状況など総合的に勘案し、実施方針等の公表時期を6月から8月に2カ月遅らせることを発表しました。パブリックコメントを踏まえ修正した「横浜IRの方向性」については、実施方針と併せて8月に公表する予定です。

また、市民の皆様にご理解いただけるよう、広報動画を以下のとおり作成しましたので、ご覧ください。

1 横浜IR（統合型リゾート）の広報動画

広報動画では、なぜ日本にIRが導入されることになったのか、横浜市がIRを誘致する理由、依存症・治安などへの対策をご説明し、魅力的な海外のIR施設をご紹介します。4月1日からウェブサイトで公開するとともに、市民情報センターでもDVDの貸出を行っています。

(1) 広報動画の内容

「横浜の輝く未来のために～横浜イノベーションIR」（全編：約20分）

- 第1章 オープニング（約1分）
- 第2章 日本型IR（約4分）
- 第3章 横浜市がIRを誘致する理由（約6分）
- 第4章 海外のIR施設（約2.5分）
- 第5章 依存症・治安などへの対策（約4分）
- 第6章 横浜市が目指すもの（約2.5分）

(2) 広報動画のみかた

- ・ 横浜IR（統合型リゾート）のウェブサイト

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/IR/kouhoudouga.html>

- ・ 市民情報センターでの貸出 **※現在、貸出は行っていません。**

DVDの貸出は、事前に電話でご予約いただくことが必要です。（電話予約先：045-671-3900）ただし現在、緊急事態宣言の発令に伴い貸出を休止しています（緊急事態宣言が解除される日まで休止予定）。

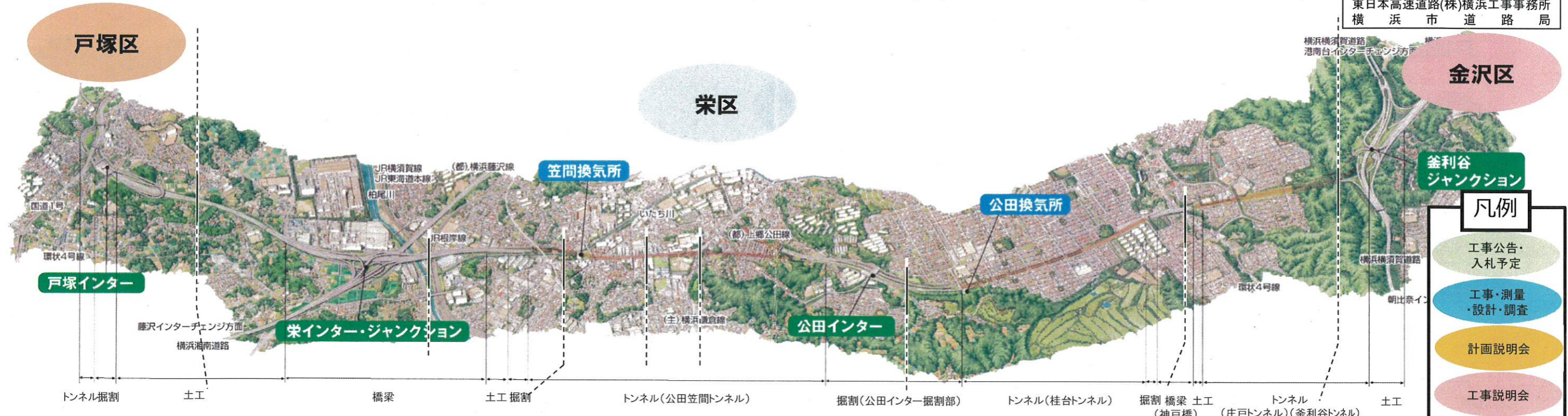
担当 都市整備局IR推進課

TEL 671-4135

FAX 550-3869

令和2年度 横浜環状南線・横浜湘南道路全体の主な予定について(R2.4.20)

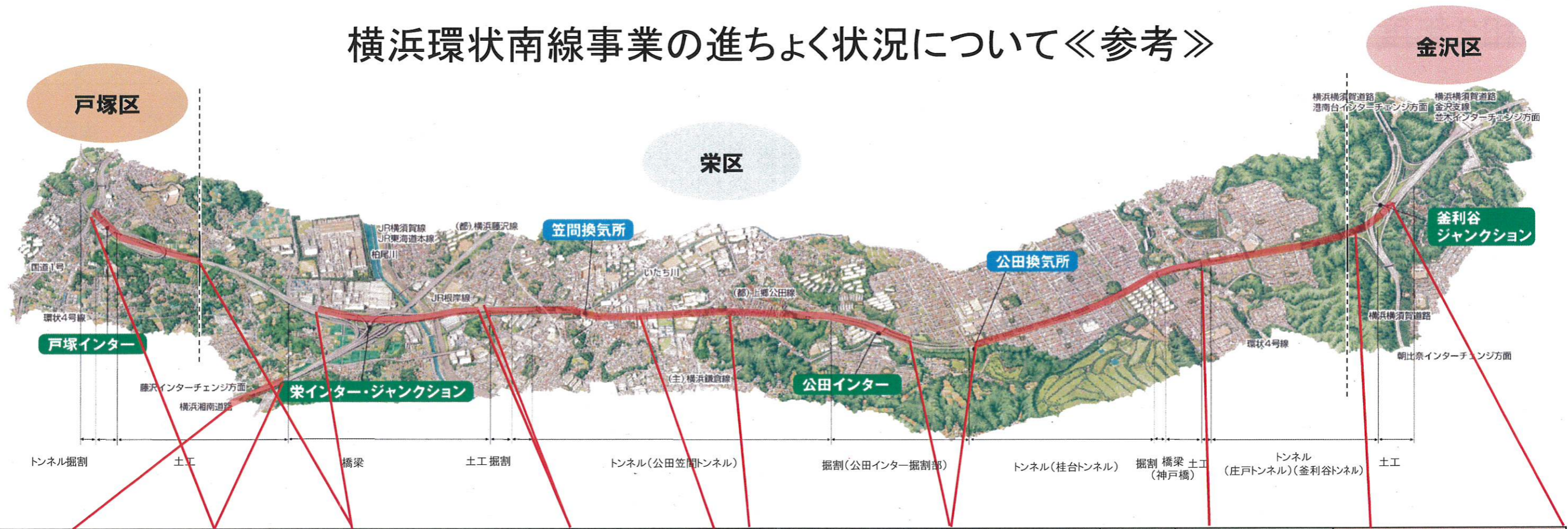
資料 No.9
 栄区 区 連 会 資 料
 令 和 2 年 4 月 2 0 日
 国 土 交 通 省 横 浜 国 道 事 務 所
 東 日 本 高 速 道 路 (株) 横 浜 工 事 事 務 所
 横 浜 市 道 路 局



連合等		豊田・小菅ヶ谷				笠間	鎌倉市	本郷中央		上郷西	上郷東	釜利谷(金沢区)
事業者 施行区間		国土交通省施行区間				東日本高速道路(株)施行区間						
		横浜湘南道路 戸塚工区	横浜環状南線 栄・戸塚工区	田谷工区	飯島工区	岩瀬笠間工事区	桂公田工事区	上郷桂台工事区	庄戸工事区	釜利谷工事区		
横 国 ・ NEXCO 高 速 道 路 事 業	R元年度以前	●小雀高架橋上・下部工事(H26.8~) ●トンネル準備工事	●戸塚IC工事(H30.9~) ●小雀地区改良工事(H30.11~)	●栄ICJCT橋梁工事 ●JR跨線橋梁工事		●公田笠間トンネル工事(H28.4~)	●公田地区掘削試験工事(H26.2~)	●桂台トンネル工事(H27.4~)	●釜利谷ジャンクションCランプトンネル工事(H28.3~)	●釜利谷JCT工事(H28.11~)		
	第1四半期					●いたち川護岸改修に伴う工事説明会						
	第2四半期						●公田インターチェンジ工事 ●公田インターチェンジ工事説明会	●桂台トンネル掘進開始に伴う工事説明会	●釜利谷庄戸トンネル工事 ●釜利谷庄戸トンネル工事説明会	●釜利谷ジャンクション「ランプ橋(鋼上部工)」工事		
	第3四半期											
	第4四半期							●神戸橋上部工工事				
横 浜 市 関 連 街 路 事 業	事業名	「横浜藤沢線」	「田谷線」「横浜藤沢線」「環状4号線(田谷交差点改良)」「笠間交差点改良」「環状4号線(原宿六ツ浦)(笠間~鎌倉女子拡幅)」				「上郷公田線(公田地区)」	「上郷公田線(上郷・桂台地区)」「環状4号線(神戸橋改良)」				
	第1四半期	●小雀地区改良工事(戸塚区小雀町)	●地盤改良工事 ●水路切り直し工事【横浜藤沢線】(栄区田谷町地内)	●【横浜藤沢線】「田谷線」工事計画説明会	●設計拡幅整備に向けて、設計を進めます。		●桂町トンネル(仮称)工事(R2.2~R6.3)	●設計関係機関との協議を行い、道路の設計を進めます				
	第2四半期			●地盤改良工事【田谷線】(栄区田谷町地内)		●笠間交差点改良整備工事説明会		●(仮称)桂町トンネル工事説明会				
	第3四半期			●【横浜藤沢線】「田谷線」工事計画説明会		●笠間交差点改良工事(R2.8~)						
	第4四半期											

※工事に関する情報は、工事説明会のほか適宜回覧等でお知らせします。また、昨今の状況を鑑み、説明会の実施方法等については適切に対応します。 問合せ先 横浜市 道路局横浜環状道路調整課 045-671-2759

横浜環状南線事業の進ちょく状況について《参考》



連合等	豊田・小菅ヶ谷				笠間	鎌倉市	本郷中央		上郷西	上郷東	釜利谷(金沢区)
事業者 施行区間	国土交通省施行区間				東日本高速道路(株)施行区間						
	横浜湘南道路 戸塚工区	横浜環状南線 栄・戸塚工区	田谷工区	飯島工区	岩瀬笠間工事区	桂公田工事区	上郷桂台工事区	庄戸工事区	釜利谷工事区		
沿線 工事の 状況	 『小雀地区トンネル準備工事』 トンネル工事(シールドマシン発進)のための掘削等、改良工事を行っています。	 『戸塚IC工事』 国道1号をアンダーパスするためのBOXの準備や仮設工事を行っています。	 『栄IC・JCT JR 跨線橋梁工事』 (飯島町地内) 豊田高校跡地付近にてインターチェンジ・ジャンクションの橋りょう部分の上部工の架設準備を行っています。	 『栄IC・JCT内の様子』 (飯島側から藤沢方面を望む)	 公田笠間トンネル立坑内でシールドの組立てを行っています。	 擁壁のコンクリート打設を行っています。	 『公田地区掘削工事』 公田インターチェンジの試験工事の函体構築が完了し、ランプ部の施工をしています。	 『桂台トンネル工事』 桂台トンネルのマシン組立てと立坑のコンクリート打設工事を行っています。	 『釜利谷ジャンクションCランプトンネル工事』 トンネル部の施工をしています。	 『釜利谷ジャンクション工事』 本線トンネルの掘削をしています。	
	 『小雀地区高架橋下部工事』 県道田谷藤沢線を切回して橋梁の構築を行っています。	 『小雀地区改良工事』 家屋の基礎撤去、土工等の改良工事を行っています。	 『栄IC・JCT橋梁上部工事』 (田谷町地内) 田谷農地内にてインターチェンジ・ジャンクションの橋りょう部分の橋脚構築等を行っています。	 回転立坑の掘削工事を行っています。							

栄 政 第 1375 号
令和 2 年 4 月 20 日

栄区連合町内会
会長 磯崎 保和 様

栄区長 富士田 学

令和 2 年度横浜市予算についての要望 (回答)

さきにご要望(令和元年11月1日)のありましたことについて、次のとおりお答えします。

1 国際認証「セーフコミュニティ」再認証を踏まえた着実な取組の推進

再認証取得にあたり把握した課題も踏まえ、引き続き区民や各種関係団体と連携し、改善を図りながら安全・安心なまちづくりのための予防活動を着実に進めること。

(回答)

平成30年度の現地審査における審査員からの指摘・助言やセーフコミュニティアンケートの結果等をふまえ、必要な予算を確保し、事故やけがの減少のための取組を着実に進めます。

また、より多くの区民に認知され、活動の拡大につながるよう、プロモーション活動を展開するとともに、全国のセーフコミュニティ推進自治体との連携を深め、一体的で効果的なPRに取り組めます。(栄区区政推進課)

2 道路・交通体系の整備

(1) 横浜環状南線などの道路整備と周辺まちづくりの推進

横浜環状南線、横浜湘南道路、上郷公田線の整備については、工程が見直され、開通時期の遅れが見込まれるが、引続き安全と環境に十分配慮し、地域住民の理解も得ながら事業を推進し、早期に完成させること。中でも、区内の横浜環状南線の2箇所(換気所)における脱硝装置の設置等、環境に配慮した取組について、事業者である国及び東日本高速道路株式会社に働きかけをすること。また、周辺道路の整備においては、現在の生活道路の安全性と利便性を損なうことが無いよう留意すること。さらに、栄インターチェンジ・ジャンクション周辺では、地域の将来の発展を見据え、周辺の道路環境に合わせたバス路線の新設等交通体系の整備や、高齢化が進むまちにふさわしい魅力を高めるための検討を進めること。

(回答)

横浜環状南線、横浜湘南道路については、トンネルや橋梁工事など、全線に渡り工事を進めております。先般事業者から開通時期（横浜環状南線：令和7年度、横浜湘南道路：令和6年度）が示されました。引き続き、安全や環境に配慮しながら、関連街路である上郷公田線と共に早期開通に向け事業者と連携し事業を推進します。

脱硝装置の設置等、環境に配慮した取組については、事業者へ要請書を提出するとともに、事業者との会議（神奈川県圏央道連絡調整会議）において特に取り上げて要望するなど、事業者に対し働きかけてきました。引き続き、様々な機会を捉えて、働きかけていきます。

また、当事業に伴う周辺道路の整備にあたっては、安全性や利便性にも留意しながら、整備を進めていきます。

栄インターチェンジ周辺のまちづくりについては、まちの魅力向上や防災機能の充実等を図る観点から、地域の皆様や企業、関係部署と連携しながら引き続き進めていきます。（道路局横浜環状道路調整課・栄区区政推進課）

(2) 環状4号線の整備

環状4号線は区民生活を支える骨格となる最も重要な道路であるが、各所で渋滞が発生し、バス運行などに支障が生じている。中でも、区内で最も渋滞が著しい笠間交差点及び岩瀬笠間地区については、横浜環状南線の整備にあわせて、それぞれ改良、4車線化を行うこととなっていたが、横浜環状南線の整備にあわせることなく早期に進めること。あわせて、本郷小学校交差点以東の区間については、目標時期である令和2年度に確実に4車線化事業を着手すること。

さらに、横浜環状南線及び上郷公田線の整備により期待される渋滞緩和効果の代替として、神奈中車庫前交差点以東の4車線化を実現するための検討を始めること。

(回答)

横浜環状南線上部の用地を活用した、笠間交差点改良及び環状4号線（笠間～鎌倉女子大前交差点）の拡幅整備について、早期工事着手に向け、県や南線事業者など関係機関との協議を進めていきます。

栄区内の都市計画道路環状4号線のうち、本郷小学校前交差点から神奈中車庫前交差点付近の区間は、平成28年3月に公表した「都市計画道路の優先整備路線」において、令和2年度頃までの事業着手を目標とする区間として位置付けています。

しかし、整備財源となる国費が十分に確保できない状態が続いており、令和2年度の事業着手は困難な状況です。国の予算や事業中路線の進捗状況を見ながら、効率的・効果的な整備について検討していきます。

また、神戸橋付近から以南の区間は、事業着手時期は未定としています。

なお、神奈中車庫前交差点付近から神戸橋付近までの区間は、都市計画の変更を検討する区間とされており、着手時期は都市計画手続きを行う段階で考慮するとしています。（道路局横浜環状道路調整課・道路局企画課）

(3) 環状3号線「日野南・小山台地区」の4車線化

環状3号線は、現在の2車線の区間の前後が慢性的に渋滞している。既に着工している4車線化の工事を着実に進め、早期に完成させること。

(回答)

平成30年度に準備工事として、中央分離帯の撤去工事を行い、令和元年度から、4車線化工事に着手しました。本事業は、完成まで複数年かかる見込みです。工事に際しては、近隣住民の皆様や小山台中学校の通学生徒および小山台小学校の通学児童の安全に配慮しながら進めていきます。(道路局建設課)

3 まちづくりの推進

(1) 大船駅周辺のまちづくり

現在の再開発事業及び駅へのアクセスなどの関連事業を推進すること。再開発事業においては、バスターミナル利用者のための日よけやベンチを設置することなど快適性についても十分配慮した整備となるよう事業者と十分調整すること。大船駅笠間口前に計画されている公園については、再開発ビルの空地との一体的利用など地域住民が柔軟に活用できるものにする。あわせて、大船駅笠間口周辺区域の喫煙禁止地区への指定に向けて取り組むこと。また、周辺の民間開発等に伴う大船駅笠間口の利用者増も見据え、周辺道路への負担を軽減し、歩行者の安全性を確保すること。さらに、鎌倉市と連携して西口の整備計画についての検討に取り組むこと。

(回答)

大船駅北第二地区市街地再開発事業について、引き続き再開発ビル建設工事等を進めていきます。

バスターミナルを運用しながら工事を行っているため、工事期間中については、日除けや雨除けを設置することが困難ですが、貸傘(晴雨兼用)を設置するなど、実施可能なものについては取り組んでいます。引き続き、完成時についても、日除けや雨除けの設置に向けてバス事業者等と共に検討していきます。

公園については、本市としましても大船駅北口(笠間口)のより一層の魅力向上を図りたいと考えていますので、公園整備を実施する大船駅北第二地区市街地再開発組合にご要望をお伝えします。

喫煙禁止地区への指定について、大船駅の栄区側において喫煙マナー向上の取組が必要であると認識していますので、歩きたばこをしている方に直接声かけ指導するパトロールを令和2年度から新たに大船駅笠間口周辺において実施し、路上喫煙対策を進めます。

また、歩行者の安全性を確保することについては、再開発事業により、大船駅笠間口から県道大船停車場矢部を横断する歩行者数の増加が見込まれることから、自動車通行と分離して安全に県道を横断できるよう、平成28年度から県道横断歩道橋の設計を進め、令和元年度から工事に着手しました。

西口開設を含む西口周辺の大船駅周辺のまちづくりについては、北口周辺の再開発事業等により将来的に駅周辺の利便性や回遊性が高まっていくことを踏まえつつ、今後のまちづくりの状況を見極めながら神奈川県及び鎌倉市等と連携し検討していきます。

(都市整備局市街地整備推進課・道路局建設課鉄道交差調整担当・資源循環局街の美化推進課)

(2) 本郷台駅周辺のまちづくり

「本郷台駅周辺地区まちづくり構想」を踏まえ、栄区の顔としてふさわしい魅力づくりを進めること。元国有地の民間開発に合わせて地区センターや地域ケアプラザ等の整備を進め、まちの中心となる区民交流・福祉の拠点とすること。また、駅前開発による人口流入等の効果を活かすための検討を、本郷地区センターや区役所など周辺公共施設の更新等にも配慮しながら進めること。

(回答)

本郷台駅前の元国有地における民間事業者の開発に合わせ、本郷地区センターの移転や地域ケアプラザの新設等、公共施設の整備に向けて調整を進めていくとともに、駅前からいたち川にかけての魅力向上や駅周辺地区のまちづくりについて検討していきます。また、現本郷地区センターの後利用も含む本郷台駅周辺の公共施設について将来的な更新や改修も視野に入れながら、引き続き、本郷台駅前の魅力づくりや賑わいづくりについて、区局連携して区民の皆様と共に取り組みます。

(栄区区政推進課・都市整備局地域まちづくり課・健康福祉局地域支援課・市民局地域施設課)

(3) 郊外部住宅地のまちづくり

上郷東地区のまちづくりの推進に伴う諸課題の解決に必要な検討など、地元と連携して進めるための財源を確保すること。特に、上郷公田線の整備効果を最大限に活かすため、道路整備スケジュールに合わせたバス路線再編に向けた検討等を引き続き行うこと。また、栄プールの廃止に伴う後利用については、活力あるまちづくりに配慮しつつ、隣接する翠風荘の老朽化対策と合わせ、地域の意向を踏まえながら進めるよう関係部署と調整を図ること。

(回答)

平成31年2月に上郷東地区まちの再生・活性化委員会から提出された助言を参考にしつつ、課題解決に向けた検討を地域とともに進めます。また、バス路線の再編については、上郷公田線沿線の連合町内会の皆様と意見交換しながら、道路整備の進ちよくに合わせて検討を進めます。栄プールの廃止に伴う後利用については、地域の意向を踏まえながら検討が進められるよう、関係部署と調整していきます。

(栄区区政推進課)

4 災害に強いまちづくり

(1) 水害対策の推進

近年の水害を踏まえ、河川等の治水機能を維持するために必要な除草・伐採及び堆積した土砂の除去等を確実に実施すること。また、飯島地区の雨水調整池を含めた雨水対策について、地域の理解を得ながら事業推進し、早期に整備すること。

(回答)

飯島地区の雨水調整池を含めた下水道の雨水対策について、令和2年度の工事発注に向けて飯島雨水調整池の設計を進めています。工事着手前には説明会等を行い、地域の理解を得ながら令和6年度の供用開始を目指して事業を進めていく予定です。

(環境創造局下水道事業マネジメント課)

(2) がけ対策の推進

栄区においては、土砂災害警戒情報が出されると避難勧告が発せられる区域、いわゆる危険性が高いがけについて、公園、市民の森などの市管理の区域が含まれている。市管理のがけ地については、近隣住民の不安解消のためにも、早期に安全対策を講じること。また、民地が含まれるがけ地に対しても働きかけを実施すること。

(回答)

栄区の「土砂災害警戒情報の発表とともに避難勧告を発令する区域(即時避難勧告対象区域)」のうち、公園や本市が所有する樹林地内のがけ地3か所について、土木事務所とも連携し防災対策を進めています。

上郷九号緑地では、防災対策工事が完了し、令和元年7月に即時勧告対象区域の指定が解除されています。長者ケ久保5号緑地では、令和2年2月に防災対策工事が完了し、令和2年3月に即時避難勧告対象区域の指定が解除されています。荒井沢市民の森では、防災対策として平成28年度に樹木の伐採等を実施し、現在は維持管理作業や定期点検を行っています。

土砂災害警戒区域内の市有地を含まない民地の崖地への対応については、横浜市では、過年度に5メートル以上の崖地を対象に現地調査を行い、その結果を活用して、崖地の所有者の方に補助制度のご案内や改善に向けた働きかけを進めているところです。また、規模の大きな民地の崖地については、神奈川県とも連携して急傾斜地崩壊対策事業にも取り組んでいます。

(環境創造局みどりアップ推進課・建築局建築防災課)

(3) 要援護者支援の取組の推進

要援護者の把握や日頃の顔の見える関係づくり、避難支援の取組が着実に進むよう、各自治会町内会の実情に応じた支援・情報提供を行うこと。

(回答)

大きな災害が続いており、災害時要援護者支援に対する自治会町内会の関心は高くなっていると認識しています。各自治会町内会の取組がさらに進むように、情報提供や訓練の経費の補助等を行います。(栄区福祉保健課)

(4) 地域防災拠点の明示及び資機材の早期更新

地域防災拠点の周知、広報の一つとして看板を設置すること。また、地域防災拠点に配備されている資機材は、阪神・淡路大震災を契機に整備されており、老朽化が進み故障が多く、震災時に地域住民が使用できない可能性があるため計画的に資機材の見直しと早期更新を実施すること。

(回答)

地域防災拠点への看板設置について、ご要望を受け昨年度区の予算で設置しました。資機材の更新に関して、移動式炊飯器は、操作性が良く構造が簡易な灯油式かまどセットに令和2年度で更新を完了します。また、発電機は取扱いが容易で機能が向上した発電機に、投光器は全方位型のLED投光器に、全拠点の更新ができるように令和元年度から3か年程度で取り組んでいます。(総務局地域防災課)

(5) 災害時の情報提供

災害時において区からの情報は避難勧告等、区民の生命と財産の保護に直結する情報が含まれている場合もあるため、複数の広報媒体を活用して情報提供を図ること。

(回答)

災害時の広報について、これまで市の防災情報Eメールの他、区においてもFAXやウェブサイト、ツイッター、広報車等を活用し情報提供を行ってきました。

今後については、従来の広報に加えて、緊急時情報伝達システム(緊急情報を登録した関係者の皆さまへ一斉に電話でお知らせできるシステム)の栄区としての独自運用、水害対策広報スピーカーの出力増及び河川水位警告灯の設置・維持管理等を実施していきます。(栄区総務課)

5 第3期栄区地域福祉保健計画の推進

住民同士の支えあいや交流を深め、区民が安心して暮らせるよう、計画の一層の推進に努めること。また、少子高齢化、単身世帯が増加する現状を踏まえ、より一層地域の課題に取り組んでいけるよう、次期（第4期）計画の策定を進めること。

（回答）

栄区では第3期地域福祉保健計画に基づき、各地区が主体となってさまざまな取組が展開され、安心して暮らせるまちづくりが進んでいます。今後も、区民の皆様とともに協力しながら、計画を推進していきます。

第4期計画については、少子高齢化等の状況を踏まえて、地域課題の解決につながるよう、区民の皆様のご意見を伺いながら策定していきます。（栄区福祉保健課）

6 地域包括ケアシステムの区行動指針に基づく着実な推進

区行動指針の周知・広報を行うとともに、区域における関係者間で目標を共有し、引き続き連携して取組を推進すること。

（回答）

「横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた栄区行動指針」は、高齢化率が30%を超える栄区において、団塊の世代が75歳以上になる2025（令和7）年を見据えて、介護・医療・介護予防など幅広い分野で活動する多くの関係者と共通認識をもち、目指す姿を共有するための考え方を示すものです。

指針の内容と取組について、医療・福祉関係機関、事業者、ボランティア等地域住民の皆様に対して効果的な周知に努めるとともに、多様な関係者と引き続き連携して、地域包括ケアシステムの実現に向けて取り組んでいきます。（栄区高齢・障害支援課）

【各課連絡先】

横浜市栄区区政推進課（電話：045-894-8161 FAX：045-894-9127）
横浜市栄区総務課（電話：045-894-8311 FAX：045-895-2260）
横浜市栄区高齢・障害支援課（電話：045-894-8539 FAX：045-893-3083）
横浜市栄区福祉保健課（電話：045-894-6962 FAX：045-895-1759）
横浜市総務局地域防災課（電話：045-671-2011 FAX：045-641-1677）
横浜市建築局建築防災課（電話：045-671-2948 FAX：045-663-3255）
横浜市資源循環局街の美化推進課（電話：045-671-2556 FAX：045-663-8199）
横浜市市民局地域施設課（電話：045-671-2326 FAX：045-664-5295）
横浜市健康福祉局地域支援課（電話：045-671-3993 FAX：045-664-3622）
横浜市環境創造局みどりアップ推進課（電話：045-671-2712 FAX：045-224-6627）
横浜市環境創造局下水道事業マネジメント課（電話：045-671-2838 FAX：045-664-0571）
横浜市都市整備局市街地整備推進課（電話：045-671-2668 FAX：045-664-7694）
横浜市都市整備局地域まちづくり課（電話：045-671-2667 FAX：045-664-7694）
横浜市道路局企画課（電話：045-671-2777 FAX：045-651-6527）
横浜市道路局建設課（電話：045-671-2739 FAX：045-663-8993）
横浜市道路局建設課鉄道交差調整担当（電話：045-671-2725 FAX：045-651-6527）
横浜市道路局横浜環状道路調整課（電話：045-671-2759 FAX：045-651-2325）

（広聴 第2019-766001号）

令和2年度 地区担当課長一覧表

豊田連合 町内会自治会	栄土木事務所副所長 高橋 陽太 (☎895-1411)	こども家庭支援課長 佐藤 一 (☎894-8519)
笠間連合 町内会自治会	総務課長 伊藤 ゆかり (☎894-8310)	生活衛生課長 渡邊 勝廣 (☎894-6909)
小菅ヶ谷連合 町内会自治会	区政推進課長 永松 弘至 (☎894-8330)	福祉保健課長 つのだ 角田 恭子 (☎894-6905)
本郷中央連合 町内会自治会	戸籍課長 齋藤 修身 (☎894-8195)	学校連携・こども担当課長 おおやち 大谷地 久美子 (☎894-8409)
本郷第三連合 町内会	地域振興課長 根本 道夫 (☎894-8390)	生活支援課長 村山 一郎 (☎894-8955)
上郷西連合 町会	税務課長 佐藤 健也 (☎894-8613)	高齢・障害支援課長 小田 淳 (☎894-8513)
上郷東連合 町会	税務課担当課長 高根 昌吉 (☎894-8734)	保険年金課長 ふく 福 渉一 (☎894-8233)

【担当】 区政推進課地域力推進担当
高橋、臺丸、大重
電話 894-8936 FAX 894-9127
Eメール sa-chiryoku@city.yokohama.jp



栄区連合町内会4月定例会資料
令和2年4月20日
栄区区政推進課

令和2年度「こんにちは区長です」 参加グループの募集及び実施時期について

栄区では、区内で活動している皆さまの活動場所に区長が訪問し、ご一緒に活動を体験させていただきながら、地域でのご要望や課題等をお伺いしています。

「区長に活動を見てほしい」「区長と話をしてみたい」という団体・グループの皆さまからのお申込みについては随時募集しています。実際の訪問実施については、新型コロナウイルス感染の拡大を防止する観点から、当面の間見合わせとし、別途時期を調整させていただきます。

【担当】栄区区政推進課広報相談係 鈴木（恵）、石田
電話：894-8335
FAX：894-9127

区長とお話しませんか？

『こんにちはは区長です』

参加団体募集



今年4月に就任しました！

2020年4月1日就任
横浜市栄区長
富士田 学

栄区では、区内で活動している皆さまの活動場所に区長が訪問し、一緒に活動を体験させていただきながら、地域でのご要望や課題等をお伺いしています。

「区長に活動を見てほしい」「区長と話をしてみたい」という団体・グループの皆さまからのお申し込みをお待ちしています！

申込対象

区内に在住・在勤・在学している5名以上の各種団体またはグループ

申込方法

申込用紙（裏面）に、次の内容をご記入の上、FAXかEメール、または直接担当までお申込みください。

- ①団体名
- ②活動内容
- ③活動場所（住所）
- ④担当者の氏名・連絡先
- ⑤参加予定人数（5名以上）

※申込用紙等は、栄区ホームページにも掲載しています。
詳細は「栄区 こんにちはは区長です」で検索！

栄区 こんにちはは区長です

検索



申込先

栄区区政推進課広報相談係（本館4階44番窓口）

「こんにちはは区長です」担当

電話：894-8335 FAX：894-9127

Eメール：sa-kohosodan@city.yokohama.jp

「こんにちはは区長です」 申込用紙

申込年月日	年 月 日
団体名	
代表者名	
活動内容	
活動場所	
担当者氏名	
担当者連絡先 (電話番号/ メールアドレス)	
参加予定人数	
備考	

■提出・問い合わせ先

栄区区政推進課広報相談係「こんにちはは区長です」担当

電話：894-8335 FAX：894-9127

Eメール：sa-kohosodan@city.yokohama.jp

令和2年上半期エフエム戸塚番組表について（情報提供）

令和2年上半期（4月1日から9月30日まで）のエフエム戸塚番組表をお配りいたします。栄区関連の情報も放送されていますので、御承知おきくださるようお願いいたします。

1 栄区関連の情報について

- (1) 栄区インフォメーション（毎日2回：7:55～8:00、11:55～12:00）

【放送内容】

区政、防災、防犯等に関する情報

- (2) ハートフルレシピ！

毎月第2金曜日（12:15～12:30）

エフエム戸塚のスタジオで、栄区の行政や各種団体の情報を生放送でPRします。

- (3) その他

災害発生時（発生の恐れがある場合を含む）にも随時利用します。

2 聴取方法

ラジオ、パソコン又はスマートフォン

【スマートフォンで聴取する際の留意点】

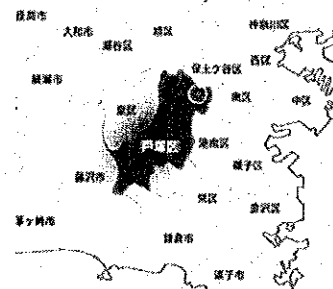
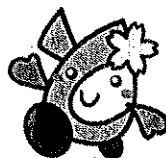
- ・ラジオと異なり、電波の範囲外でも聴取できますが、エフエム戸塚専用アプリのダウンロードが必要です。
- ・ダウンロード方法については、番組表の表紙裏に記載されています。

<エフエム戸塚>

URL: <http://www.fm-totsuka.com/>

または で検索

 **TOTSUKA 83.7MHz**



【担当】 栄区区政推進課広報相談係 鈴木・丹羽

電話：894-8335 FAX：894-9127

メール：sa-kusei@city.yokohama.jp

区連会 4 月定例会説明資料
令和 2 年 4 月 20 日
栄区 区政推進課

令和 2 年度「栄区生活情報お届け隊」(栄区出前講座) の実施について

日頃より栄区政にご協力いただきありがとうございます。
本年度も「栄区生活情報お届け隊」(栄区出前講座) を別紙のとおり実施いたします。
地域の皆さまのご意見を伺う場として、また、区役所職員がより身近な存在となれるような場にしていきたいと考えておりますので、皆さまからのお申し込みをお待ちしております。

1 添付資料

令和 2 年度「栄区生活情報お届け隊」講座メニュー表及び申込書

2 講座メニュー表等の配布場所

区役所広報相談係(本館 4 階 44 番窓口、本館 1 階総合案内)、区内地区センター、
地域ケアプラザ、コミュニティハウス

※栄区ホームページからもダウンロードできます

栄区生活情報お届け隊

検索

3 備考

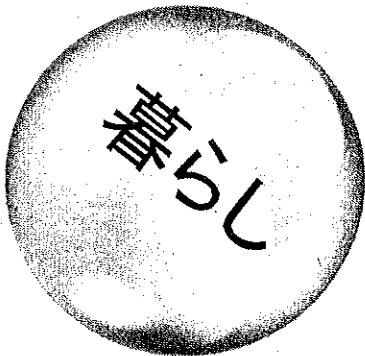
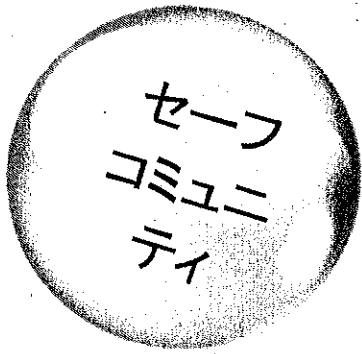
新型コロナウイルス感染症の影響により、当面の間受付を休止しております。

【担当】栄区 区政推進課 広報相談係

鈴木(恵)・鈴木(優)

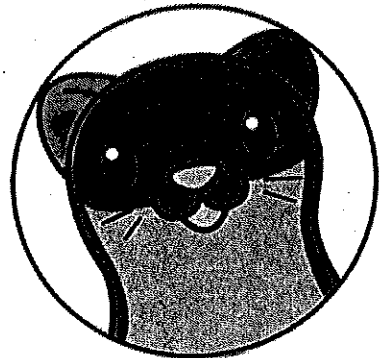
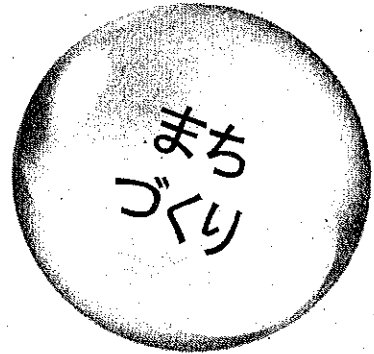
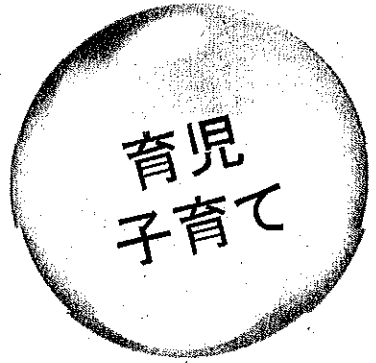
電話: 894-8335

FAX: 894-9127



令和2年度

「栄区生活情報お届け隊」講座メニュー



栄区役所

区役所職員が地域の皆さまのところに、生活に役立つ情報をお届けに伺います！

令和2年度 栄区生活情報お届け隊

★ 申込みできる方

栄区に在住・在勤・在学の方により構成される5人以上のグループ、団体
※政治・宗教・営利を目的としたグループ等からのご依頼はお受けできません

★ 申込み方法

添付のメニュー表をご確認いただき、ご希望日の概ね1か月前までに、講座の担当課あてに電話等でお問い合わせください。

日程・講座内容等の調整がございましたら、申込書（最終ページ）に必要事項をご記入の上、担当課までご提出ください。

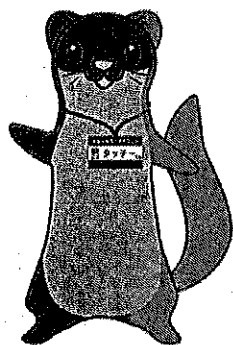
※申込書は栄区ホームページからもダウンロードできます [栄区生活情報お届け隊](#) [検索](#)

★ 実施日及び時間

原則として平日の午前9時～午後5時の間で、概ね2時間以内となります。

★ 実施会場

会場は、申込みいただくグループ、団体の皆さまが栄区内でご用意ください。



今年度も、様々な講座
を用意しましたので、
お気軽にお申し込みく
ださい！

【担当】 栄区役所区政推進課広報相談係

鈴木（恵）・鈴木（優）

電 話：894-8335

F A X：894-9127

E-Ma i l：sa-kusei@city.yokohama.jp

※ 講座目次

- ・申し込みは担当課に直接電話でお申し込みください。
- ・その他、ご要望があればお気軽にご相談ください。

1 セーフコミュニティ (P1)

- 1 セーフコミュニティ

2 防災・防犯 (P1)

- 1 災害時要援護者の避難支援
- 2 防災の取組
- 3 自治会・町内会の役割について
- 4 火災予防
- 5 災害時の飲料水確保

3 健康・福祉 (P2)

- 1 さかえ・つながるプラン(栄区地域福祉保健計画)
- 2 高齢者のための介護予防講座
- 3 認知症を正しく知る
- 4 障害者福祉サービス
- 5 たばこの害や禁煙の方法
- 6 生活習慣病の予防
- 7 感染症の予防と対策
- 8 食育のすすめ
- 9 地域包括ケアシステム(栄区らしい地域ケア)
- 10 シニアライフノートの書き方
- 11 ”けんしん”を受けよう
(がん検診・特定健康診査)

4 育児・子育て (P2)

- 1 子育て支援
- 2 保育士や保育園施設の活用
- 3 絵本の読み聞かせ

5 まちづくり (P3)

- 1 良好な街並みを守るには
- 2 河川と下水道の話

6 保険・年金・税金 (P3)

- 1 国民健康保険について知ろう
- 2 後期高齢者医療制度について知ろう
- 3 知っておきたい国民年金のはなし
- 4 税金のお話パート1(年末調整や申告及び納税など)
- 5 税金のお話パート2(固定資産税や納税など)

7 暮らし (P4)

- 1 食中毒予防について
- 2 住まいの衛生管理について
- 3 ペット(犬・猫)との暮らしを考える
- 4 戸籍・住民票の話
- 5 生涯学習についての情報提供や学習相談
- 6 ごみの分別等
- 7 身近な道路
- 8 公園と公園愛護会
- 9 救急の話

8 その他 (P4)

- 1 栄区の主要事業
- 2 出前水道教室・講座

1. セーフコミュニティ

No	講座名	内容	申込み担当課 (電話)
1	セーフコミュニティ	<p>栄区は、国際認証「セーフコミュニティ」を取得し(平成25年度)、30年度には再認証を取得。事故やけがの予防に取り組んでいます。日常に潜むリスクやデータに基づく対策、取組内容等について説明します。</p> <p>(8つの分科会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども安全対策分科会 ・スポーツ安全対策分科会 ・交通安全対策分科会 ・児童虐待予防対策分科会 ・高齢者安全対策分科会 ・災害安全対策分科会 ・自殺予防対策分科会 ・防犯対策分科会 	<p>区政推進課 ☎:894-8936</p>

2. 防災・防犯

No	講座名	内容	申込み担当課 (電話)
1	災害時要援護者の避難支援	障害のある方や高齢者の方などが災害時に避難支援を必要とすることについてお伝えし、地域が主体となった避難支援の必要性についてお話しします。	<p>福祉保健課 ☎:894-6962</p>
2	防災の取組	避難所の種類、役割及び場所などをはじめ、震災、水害、土砂災害対策等、栄区における防災の取組についてお話しします。	<p>総務課 ☎:894-8312</p>
3	自治会・町内会の役割について	地域の日頃の付き合い、人とのつながりを基盤とする自治会・町内会の役割についてお話しします。	<p>地域振興課 ☎:894-8391</p>
4	火災予防	時季や地域特性、年齢層にあわせた住宅防火対策をお話しします。住宅用火災警報器の設置・点検や消火器等の取り扱いについて説明します。	<p>栄消防署 ☎:892-0119</p>
5	災害時の飲料水確保	災害時給水所(災害時に給水が出来る場所)や水の備蓄、水道局の防災への取組みなどを紹介します。	<p>水道局戸塚水道事務所 ☎:871-6461</p>



3. 健康・福祉

No	講座名	内容	申込み担当課 (電話)
1	さかえ・つながるプラン (栄区地域福祉保健計画)	第3期計画(平成28年度～32年度)の7つのテーマや、さかえ・つながるプラン(地域福祉保健計画)でどのような活動が行われているか分かりやすく説明します。	福祉保健課 ☎:894-6962
2	高齢者のための介護予防講座	いつまでも元気に暮らすために介護予防や認知症予防のための簡単な運動やお口のケア、毎日の生活の中でできる工夫をお伝えします。	高齢・障害支援課 ☎:894-8415
3	認知症を正しく知る	認知症の正しい知識や対応方法についてお話しします。また、キャラバンメイトによる認知症サポーター養成講座も行っています。	高齢・障害支援課 ☎:894-8415
4	障害者福祉サービス	地域で暮らす障害者が利用可能な福祉サービスについてお伝えします。	高齢・障害支援課 ☎:894-8068
5	たばこの害や禁煙の方法	たばこの害、受動喫煙による影響について、また禁煙へのアドバイスをお話しします。	福祉保健課 ☎:894-6964
6	生活習慣病の予防	生活習慣病を予防するためのライフスタイルの見直しなどについてお話しします。	福祉保健課 ☎:894-6964
7	感染症の予防と対策	結核やインフルエンザ、感染性胃腸炎などへの対応や予防方法についてお話しします。	福祉保健課 ☎:894-6964
8	食育のすすめ	子どもから高齢者まで望ましい食生活を営むことができるよう、「食」に関する正しい知識について分かりやすく説明します。	福祉保健課 ☎:894-6964
9	地域包括ケアシステム (栄区らしい地域ケア)	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、「医療」や「介護」、「生活支援」などを一体的に提供するしくみを説明します。	高齢・障害支援課 ☎:894-8415
10	シニアライフノートの書き方	今までの人生を振り返り、これからの生活を考えるきっかけとして、また、健康チェック、認知症の早期発見など元気で暮らすヒントも記載されている「栄区版エンディングノート」について説明します。	高齢・障害支援課 ☎:894-8415
11	”けんしん”を受けよう (がん検診・特定健康診査)	がん検診、特定健康診査の2つの”けんしん”について、その必要性と、利用していただける制度をわかりやすく説明します。	福祉保健課☎:894-6964/ 保険年金課☎:894-8425

4. 育児・子育て

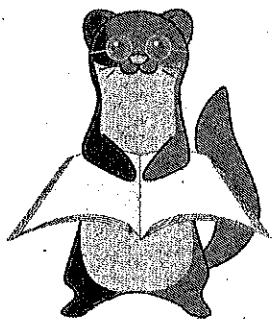
No	講座名	内容	申込み担当課 (電話)
1	子育て支援	乳幼児健診・育児支援・子育て相談など、区で受けられる事業の内容や、子どもの成長発達と育児のポイント、地域における子育て支援について説明します。	こども家庭支援課 ☎:894-8411
2	保育士や保育園施設の活用	保育のプロである保育士や保育施設を活用して、地域で子育て支援を考えている方に子どもの成長発達の話や遊び方などのアドバイスをします。	こども家庭支援課 ☎:894-8463
3	絵本の読み聞かせ	家庭での親子の読み聞かせや子育てサークルでの読み聞かせについて、図書館司書が絵本の選び方、読み方など、おすすめの絵本をお持ちしてアドバイスします。	栄図書館 ☎:891-2801

5.まちづくり

No	講座名	内 容	申込み担当課 (電話)
1	良好な街並みを守るには	建築協定や地区計画制度など、現在の良好な街並みを維持していくための制度や仕組みについて、分かりやすく説明します。	区政推進課 ☎:894-8161
2	河川と下水道の話	いたち川の良好な水環境と日常生活により発生する排水などの下水道との関係を説明します。	栄土木事務所 ☎:895-1411

6. 保険・年金・税金

No	講座名	内 容	申込み担当課 (電話)
1	国民健康保険について知ろう	国民健康保険の加入手続き、保険料、給付について分かりやすく説明します。	保険年金課 ☎:894-8425
2	後期高齢者医療制度について知ろう	75歳以上の方等が加入される医療保険制度について、保険料の仕組みや給付金の受取方法など、知っているのと役に立つ情報をお知らせします。	保険年金課 ☎:894-8426
3	知っておきたい国民年金のはなし	老後の生活をはじめ、事故などで障害を負ったときや、生計を維持していた方が亡くなったときに、みんなが暮らしを支えあう制度です。公的年金の全体像をわかりやすく解説します。	保険年金課 ☎:894-8421
4	税金のお話パート1(年末調整や申告及び納税など)	年金収入と税金の関係や医療費控除をはじめ、各種の税控除について、区民の皆さまからよくいただく質問を中心に分かりやすく説明します。また、口座振替やペイジー納付など便利な納税方法もご案内します。	税務課 ☎:894-8350
5	税金のお話パート2(固定資産税や納税など)	土地や家屋にかかる固定資産税について、区民の皆さまからよくいただく質問を中心に分かりやすく説明します。また、口座振替やペイジー納付など便利な納税方法もご案内します。	税務課 ☎:894-8365



7.暮らし

No	講座名	内容	申込み担当課 (電話)
1	食中毒予防について	食品や調理器具の衛生的な取扱いや調理のポイント、食中毒予防などについてお話します。	生活衛生課 ☎:894-6967
2	住まいの衛生管理について	庭木にアシナガバチやスズメバチの巣ができた時、家屋にダニやネズミが発生した時の対処方法などについてお話します。	生活衛生課 ☎:894-6967
3	ペット(犬・猫)との暮らしを考える	犬・猫を飼う時に必要な手入れや病気予防、しつけなど理解しておきたい知識についてお話します。また、災害時対策についてお話します。	生活衛生課 ☎:894-6967
4	戸籍・住民票の話	戸籍・住民票の制度の仕組みやマイナンバーカード(個人番号カード)の発行手続きなどについて分かりやすく説明します。	戸籍課 ☎:894-8340
5	生涯学習についての情報提供や学習相談	「何かを始めてみたい」「こんな事を学んでみたい」というご相談にお答えします。	地域振興課 ☎:894-8395
6	ごみの分別等	生ごみ処理器「キエーロ」を利用して、生ごみを資源に変えるちょっとしたコツをご紹介します。また、「ごみと資源の分け方・出し方」についても分かりやすく説明します。	地域振興課 ☎:894-8576
7	身近な道路	知っているようで知らない、道路の様々な施設の役割や、身近な道路を守る取組、道路工事の「?」について説明します。	栄土木事務所 ☎:895-1411
8	公園と公園愛護会	公園を楽しく利用するための方法や、日常管理に活躍する公園愛護会について説明します。	栄土木事務所 ☎:895-1411
9	救急の話	心肺蘇生法等の応急手当や応急救護の方法について分かりやすく説明します。また、ケガや病気等を未然に防ぐ「予防救急」について、過去の救急搬送データに基づきお話します。	栄消防署 ☎:892-0119

8.その他

No	講座名	内容	申込み担当課 (電話)
1	栄区の主要事業	新規事業をはじめとした令和2年度の主な事業について説明します。	区政推進課 ☎:894-8161
2	出前水道教室・講座	浄水場の仕組み(ろ過実験やパワーポイントなど)や水道局の仕事、歴史、取組みなどをお好みに合わせて紹介します。	水道局戸塚水道事務所 ☎:871-6461



令和 年 月 日

「栄区生活情報お届け隊」申込書兼報告書

【申込書】(申込者記入)

申込者	団体名			
	代表者氏名	公 - -		
希望講座番号	-	講座名		
講座を実施する行事				
名 称				
日 時	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分			
場 所				
対象者の年代	小学生 中学・高校生 大人			
参加人数(予定)	人			
目 的				
その他要望事項				

【報告書】(担当課記入)

担 当 課	課 係
参加人数(実績)	人
質問項目 (担当課→申込代表者) ※講座終了後、聞き取り調査をしてください。	<input type="radio"/> 本日の講座内容についての評価 <input type="radio"/> 申込方法・メニュー表などについての評価 <input type="radio"/> その他、講座事業に関する要望等
担当課による所感	<input type="radio"/> 講座実施による成果(効果)、反省点など

区連会説明資料 令和2年4月20日 栄区福祉保健課

担当民生委員・児童委員周知の回覧チラシ配布について（依頼）

令和元年12月1日付で委嘱された地区民生委員・児童委員を、地域の皆様に周知するため、チラシを作成し配布いたします。

つきましては、4月下旬以降、各地区民生委員・児童委員より各自治会町内会長へ班回覧を依頼させていただきます。ご協力をいただきますよう、お願いいたします。

1 回覧チラシ

別紙のとおり

担当：栄区福祉保健課 野本

電話：894-6917

FAX：895-1759

民生委員・児童委員、主任児童委員の紹介

民生委員・児童委員は、それぞれ担当する区域で、地域の身近な相談相手として、介護や子育てなど福祉に関する様々な相談に応じ、利用できる福祉サービスなどの情報提供を行ったり、行政や関係機関を紹介したりする「つなぎ役」として活動しています。
あなたの地区を担当する民生委員・児童委員は、次のとおりです。

氏名： ＜担当区域＞	☎： _____
氏名： ＜担当区域＞	☎： _____
氏名： ＜担当区域＞	☎： _____
氏名： ＜担当区域＞	☎： _____
氏名： ＜担当区域＞	☎： _____

また、主任児童委員は、

氏名： _____	☎： _____
氏名： _____	☎： _____

どうぞよろしくお願いいたします。

7つの役割を担って活動しています。

- ①心配事の相談
- ②福祉情報の提供
- ③区役所等とのパイプ役
- ④福祉を要する方の把握
- ⑤サービス提供の調整
- ⑥自治会町内会等と連携した支援体制づくり
- ⑦問題点や改善策を関係機関に伝達

民生委員・児童委員、主任児童委員は、地域の方が抱える福祉に関する様々な困りごとをお伺いし、区役所などの相談窓口を紹介するなど、「つなぎ役」としての活動を行っています。主任児童委員は、子どもや子育てに関する支援活動を専門に担当し、学校や児童相談所等、関係機関との連絡・調整などを行っています。

民生委員・児童委員とは

子どもや高齢者、障がいのある方等、誰もが安心して暮らせる地域福祉の増進に努めています。

主任児童委員とは

児童福祉を専門に、民生委員・児童委員と連携し、学校・児童相談所等、関係機関との連絡調整を行います。

私たちに
ご相談ください

各地域の推薦を受けて、厚生労働大臣より委嘱され、任期は3年間です。

推薦・任期は

無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。職務上の守秘義務等が課せられています。

身分は

栄区民生委員児童委員協議会
(栄区役所福祉保健課内)
電話 894-6963 FAX 895-1759
e-mail sa-fukuho@city.yokohama.jp

各自治会・町内会 会長 様

栄区福祉保健課長

災害時要援護者支援の取組状況等に関する アンケート調査結果等について（報告）

令和2年1月区連会にて依頼した標記アンケートについて、ご多忙の中ご協力いただきありがとうございます。

結果がまとまりましたので、報告させていただきます。

あわせて、自治会・町内会単位で災害時要援護者支援の取組を進めていただくにあたり、ヒントやポイントをまとめた「災害時要援護者支援ガイド(栄区版)」を作成しましたので、地域での取組にご活用いただけると幸いです。

引き続き、災害時要援護者支援の推進にご協力よろしく申し上げます。

1 災害時要援護者支援の取組状況等に関するアンケート結果

- ・災害時要援護者支援のみに留まらず、地域での発災時に備えた取組や訓練等を行っている割合（問1～問4のいずれにおいて、「実施している」「把握している」と答えた割合）

92%（81自治会・町内会）

※集計結果の詳細は、添付資料参照

2 災害時要援護者支援ガイド（栄区版）※添付資料参照

〔概要〕

- ・地域の取組について、マンガ形式で紹介
- ・疑問や不安に対して、Q&Aを掲載
- ・地域の支援者だけでなく、災害時要援護者自身も含めた双方の理解と協力が進むよう、災害時要援護者自身に向けたポイントを掲載



〔配布場所〕

- ・栄区役所福祉保健課 [栄区桂町303-19 新館3階 304窓口]
- ・地域ケアプラザ（区内6か所）など
- ・そのほか、栄区ウェブページからも、ダウンロードできます。

〔URL〕

https://www.city.yokohama.lg.jp/sakae/kurashi/fukushi_kaigo/chiikifukushi/saigai-shien/saigai_ji-youengosya.html

担当 福祉保健課事業企画担当 大野、藤森

電話：894-6962 FAX：895-1759

メールアドレス：sa-fukuhoplan@city.yokohama.jp

災害時要援護者支援の取組状況等に関するアンケート 集計結果

《アンケート概要》

調査対象：栄区内88自治会・町内会

調査方法：地区連合町内会定例会で配付。主に郵送で回収

回収数：88自治会・町内会

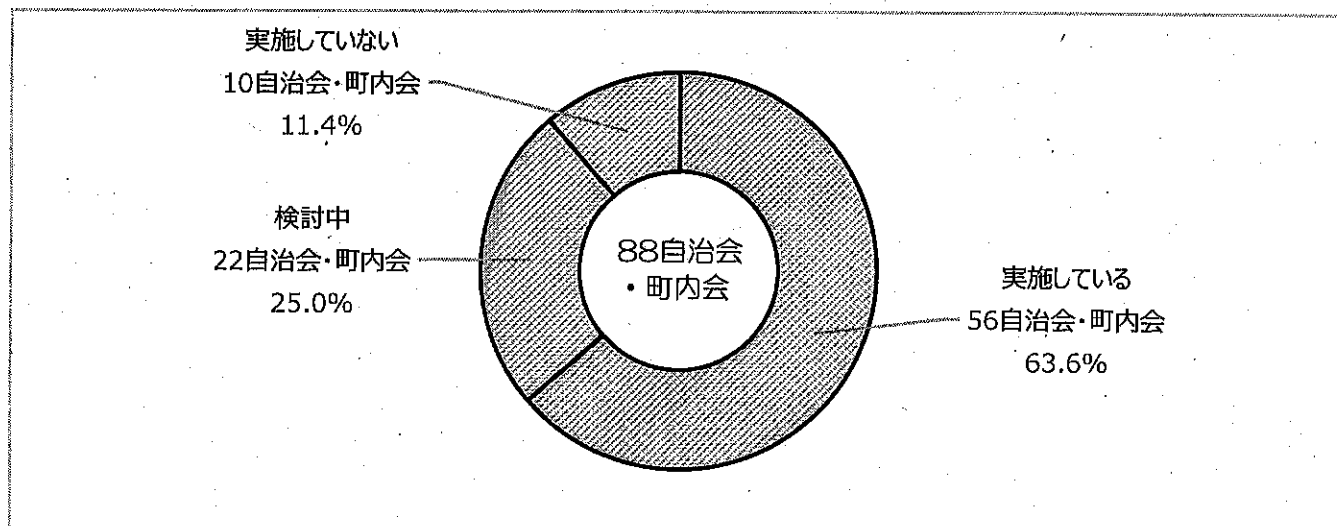
調査時期：令和2年1月20日付けで依頼。令和2年2月28日返送（発送）期限

《アンケート結果》

問1 災害時要援護者支援にかかる取組の実施状況についてお伺いします。

災害時要援護者支援を目的として、「取組を実施している。(56町内会・自治会、63.6%)」が最も多くなっています。次いで、「検討中(22町内会・自治会、25.0%)」となっています。

＜表1 災害時要援護者支援にかかる取組の実施状況【一つ選択】＞

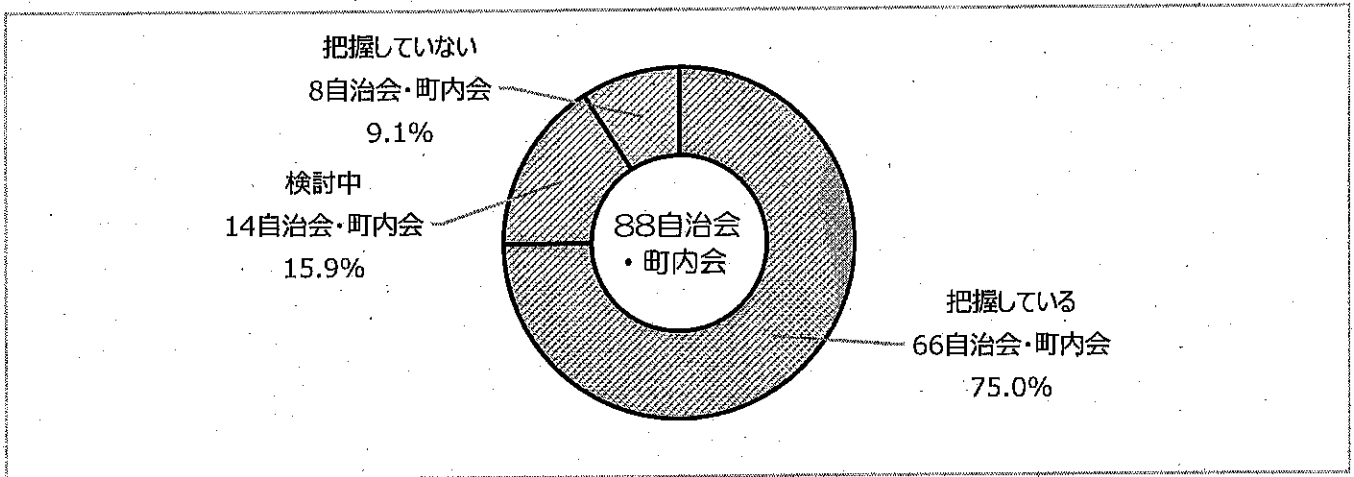


問2 災害時要援護者の把握状況について、お伺いします。

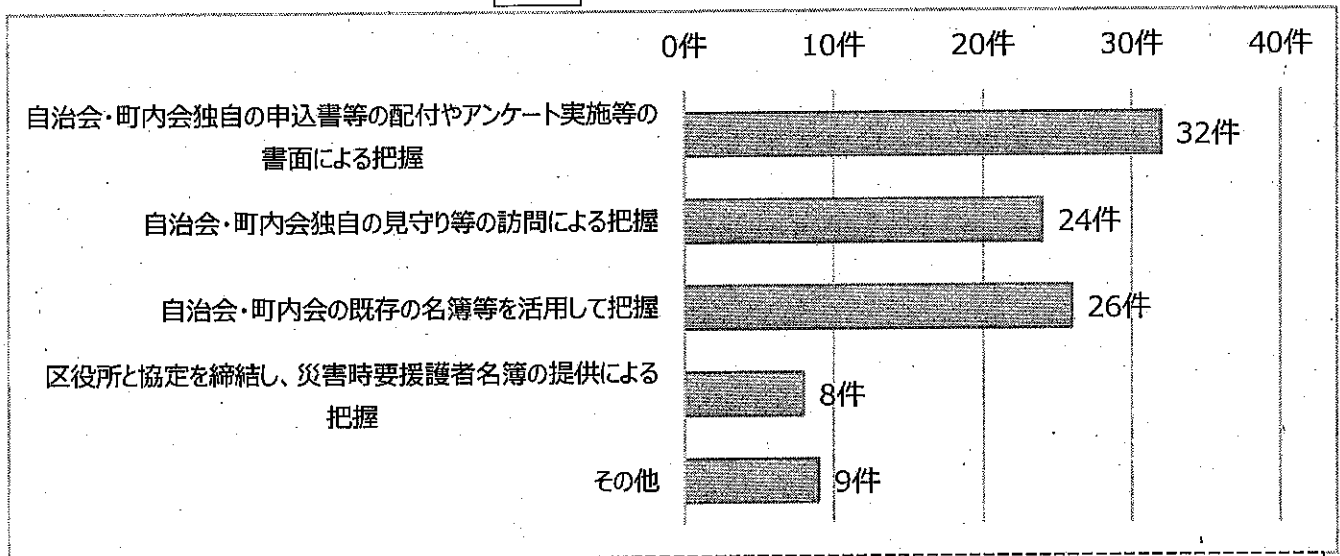
災害時要援護者を「把握している（66町内会・自治会：75.0%）」が最も多くなっています。次いで、「検討中（14町内会・自治会：15.9%）」となっています。

把握の方法としては、「自治会・町内会独自の申込書等の配付やアンケート実施等の書面による把握」が最も多く、次いで「自治会・町内会の既存の名簿等を活用して把握」、「自治会・町内会独自の見守り等の訪問による把握」となっています。

<表 2-1 災害時要援護者の把握状況【一つ選択】>



<表 2-2 把握方法【複数選択可】>



<その他>

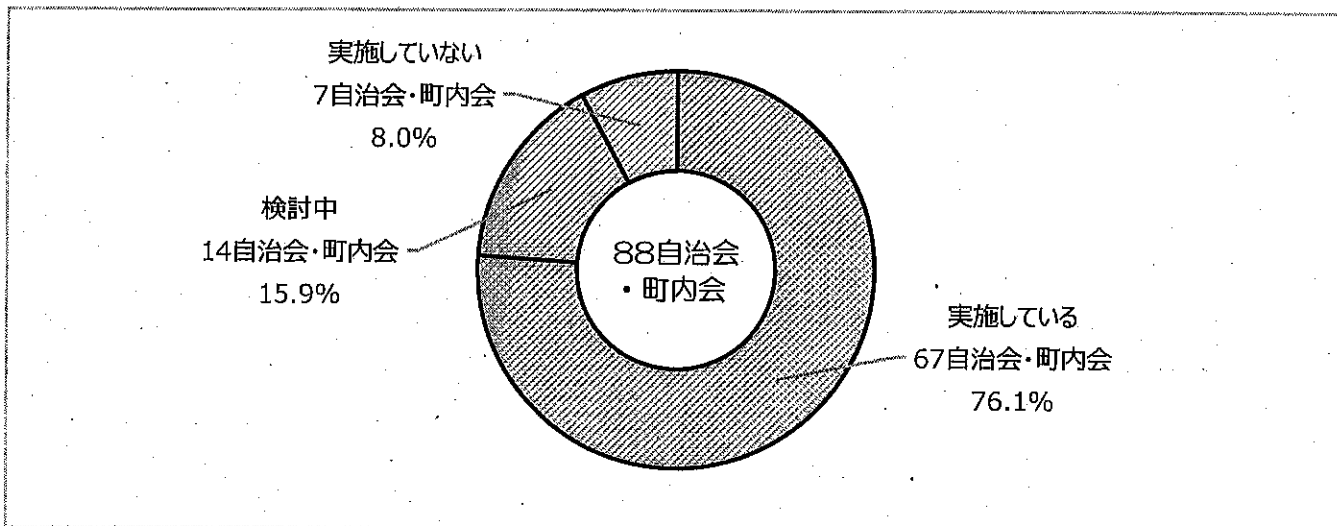
- ・民生委員と協力して、情報共有している。
- ・安否確認訓練等の機会を活用して把握している。
- ・日頃からの声掛け等のつながりを活かした把握 等

問3 災害に備えた日頃からの取組の実施状況について、お伺いします。

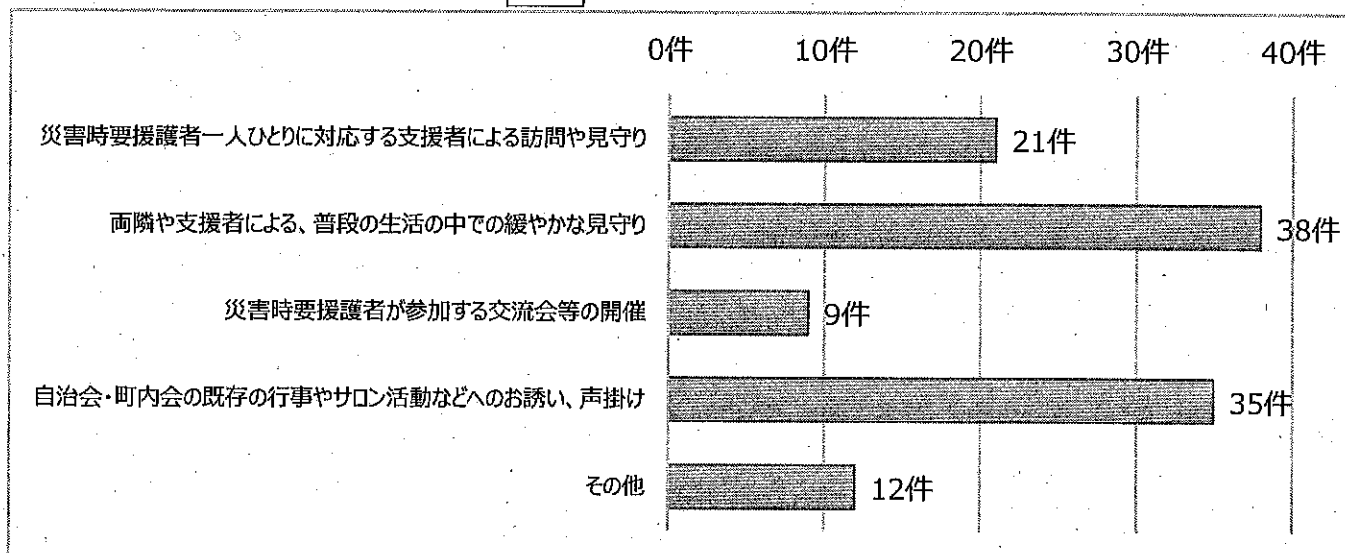
災害時要援護者への訪問・見守りや災害時要援護者と支援者との交流会などの日頃からの取組について、「実施している（67自治会・町内会：76.1%）」が最も多くなっています。次いで、「検討中（14町内会・自治会：15.9%）」となっています。

実施内容としては、「両隣や支援者による、普段の生活の中での緩やかな見守り」が最も多く、次いで「自治会・町内会の既存の行事やサロン活動などへのお誘い、声掛け」「災害時要援護者一人ひとりに対応する支援者による訪問や見守り」となっています。

<表 3-1 災害に備えた日頃からの取組の実施状況【一つ選択】>



<表 3-2 実施方法【複数選択可】>



<その他>

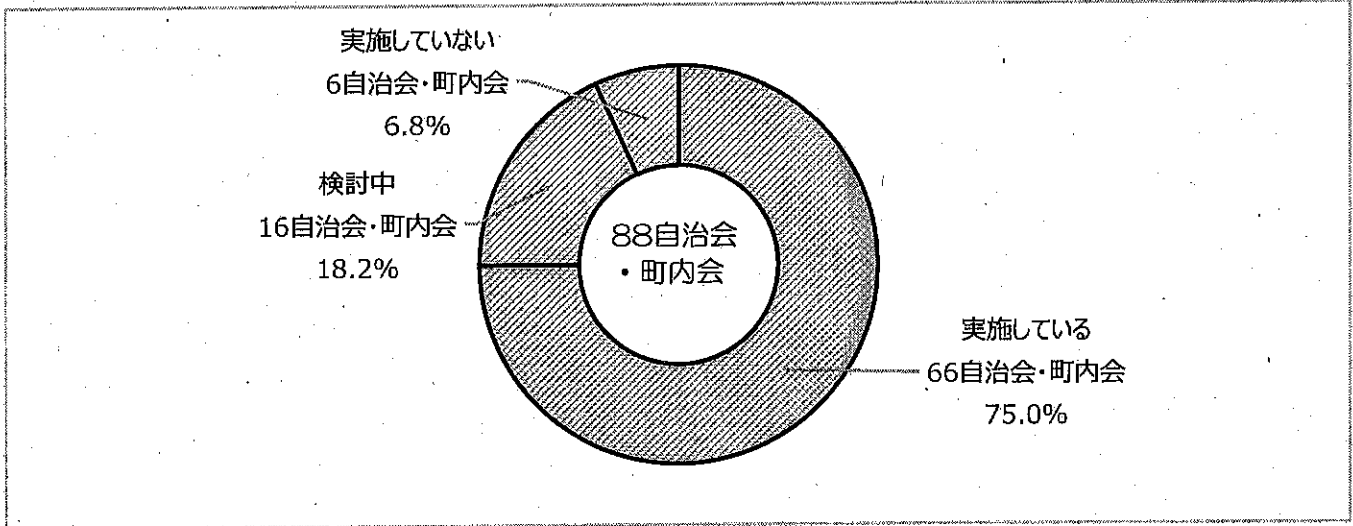
- ・シニアクラブ等と連携して、声掛けを行っている。
- ・安否確認訓練等の機会に関係づくりを行っている。
- ・日常の困りごとなども合わせて聞き取っている。等

問4 災害時を想定した防災訓練等の実施状況について、お伺いします。

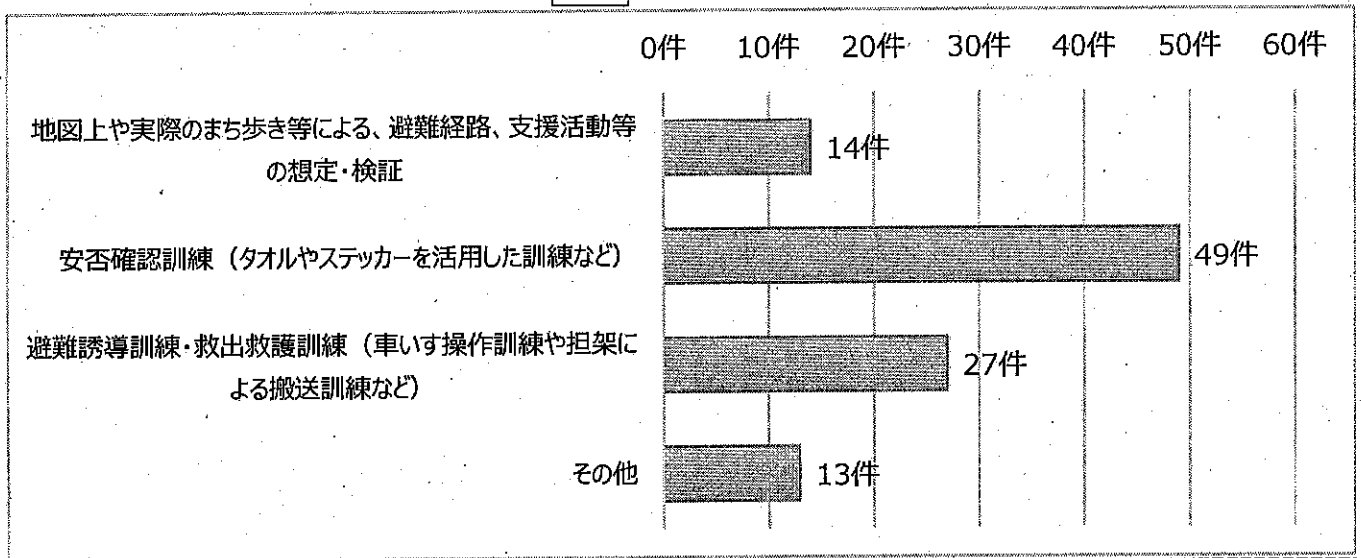
災害時を想定した防災訓練等の実施状況について、「実施している(65自治会・町内会:73.9%)」が最も多くなっています。次いで、「検討中(17町内会・自治会:19.3%)」となっています。

実施内容としては、「安否確認訓練」が最も多く、次いで「避難誘導訓練・救出救護訓練」となっています。

<表4-1 災害時を想定した防災訓練等の実施状況【一つ選択】>



<表4-2 実施方法【複数選択可】>



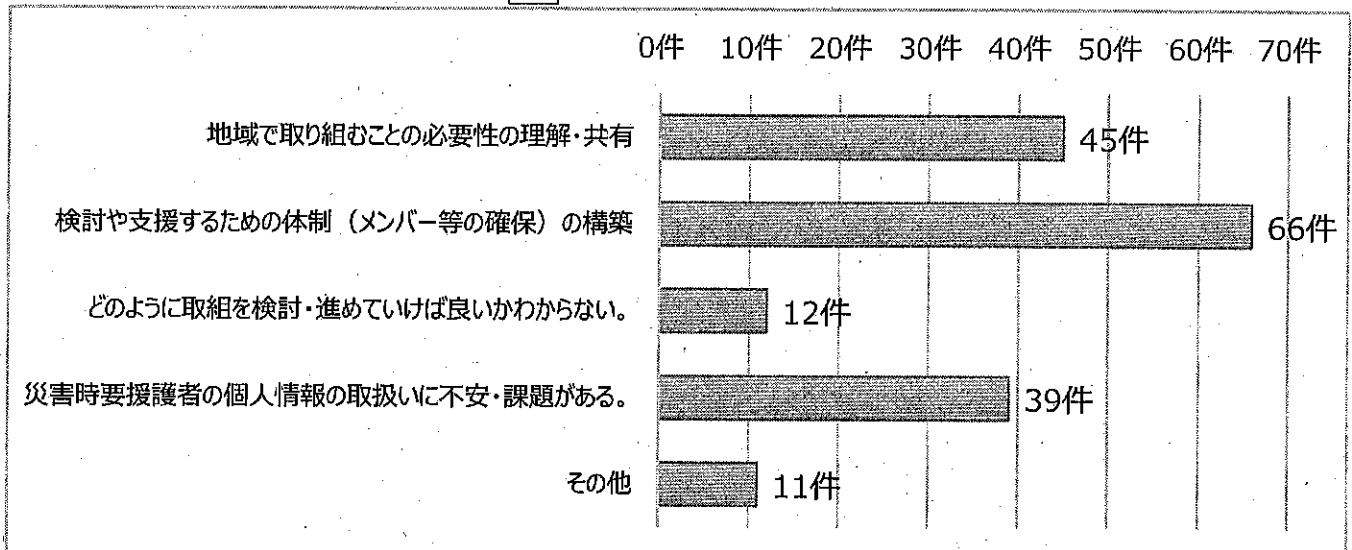
<その他>

- ・町内会の訓練と合同で要援護者支援訓練を実施。
- ・避難誘導と合わせて、要援護者と支援者も交流会も行っている。
- ・AEDの使用訓練を行っている。等

問5 災害時要援護者支援に取り組むうえでの、課題について伺います。

災害時要援護者支援に取り組むうえでの課題については、「検討や支援するための体制（メンバー等の確保）の構築」が最も多く、次いで「地域で取り組むことの必要性の理解・共有」「どのように取組を検討・進めていけば良いかわからない」となっています。

<表5 取り組むうえでの課題【複数選択可】>



<その他>

- ・町内会未加入者を対象とするかどうか
- ・対象の世帯数が多く対応が困難 等

問6 災害時要援護者支援に関して、お気づきの点があれば、ご記入ください。【自由意見】

《主な意見（要旨）》

○災害時要援護者の把握

- ・アンケートの実施、訪問や声掛けを行っても、災害時要援護者自身の協力が得られない。
- ・災害時要援護者自身にも、取組に対する啓発が必要。

○体制構築・支援者の確保

- ・高齢化等により、要援護者の登録は増えていくが、支援者が集まらないのが課題。
- ・自治会・町内会の役員が、1年交代のため、ノウハウが蓄積されていない。
- ・自治体役員以外の機関（民生委員等）と連携したいと思っているが、上手くいかない。

○支援のノウハウ

- ・搬送方法等各種訓練を行うにあたり、ノウハウがない。
- ・安否確認を行うのに、時間がかかりすぎているため、効率的な方法を知りたい。

○その他（ハード面、資金面等）

- ・地域防災拠点や福祉避難所までのアクセスに課題がある。（遠い、上り坂 など）
- ・自助（耐震補強等）の補助の充実が必要だと思う。

いざというときに
地域で助け合うために！

災害時要援護者 支援ガイド



大規模な災害が起こったとき、自分の身を守ること(自助)はもちろん、地域での助け合い(共助)の取組は大変重要です。災害時に、避難が遅れ、大きな被害を受けやすいのは、高齢者や障害者などの何らかの手助けが必要な人たちです。

災害での被害を最小限にするため、日頃から地域で協力して、災害時要援護者支援の取組を進めることが大切です。

災害時要援護者とは？

参考：栄区では、要介護度3以上の高齢者や障害者手帳をお持ちの人など、支援が必要な人が約6,000人(人口の約5%)います。

地震などの災害発生時に、

- 必要な情報を把握し、状況を判断することへの支援が必要な人
- 安全な場所に避難するなどの一連の行動をとることへの支援が必要な人をいいます。一般的には、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、日本語の理解が十分でない外国人などが対象になります。

(例)



高齢者

障害のある人

乳幼児

妊産婦

日本語の理解が十分でない外国人

そのほか、現在、支援が必要ないという方も、災害によりケガをするなど、誰しものが、支援が必要になる可能性があります。

自分の身は自分で守るという心構えも大切！ ～災害時要援護者自身ができること～

災害時に地域で助け合うためには、支援者側だけでなく、災害時要援護者自身の協力や備えも大切になります。

- 例えば**
- 災害時要援護者自身が自らの情報を発信
(アンケートへの協力、災害時の医療機関等への連絡方法など)
 - 積極的に地域のサロンや交流会、訓練などに参加
 - 日常生活の中で必要な医薬品や器具などの備え

参考：持ち出し物品 こんな家庭にはこんな非常持ち出し品も!!

● 幼児のいる家庭で用意するもの

- ミルク □ ほ乳びん
- 離乳食 □ スプーン
- おむつ □ おしりふき
- 着替え □ ベビー毛布
- おんぶひも
- 乳幼児のおもちゃ



● 要介護者のいる家庭で用意するもの

- 着替え □ おむつ
- 障害者手帳
- 補助具等の予備



● 妊婦のいる家庭で用意するもの

- さらし □ 脱脂綿 □ ガーゼ □ 母子手帳
- 新生児用品

災害時要援護者自身の協力や備えも大切なんだね!



テーマ1 「まずは話し合い」

さくら町内会では地域での立ち話にて防災が話題になりました

最近地震が多よね

台風とか水害もね

お宅の備えは万全?

準備は万全?

うちは高齢の母もいるから、転倒防止かな、避難できるか心配だからね...

ウチは高齢の母もいるから、転倒防止かな、避難できるか心配だからね...

家族みんな体力あるし、してないよ!

ウチは何にもしてないよ!

いってても...

備えても...

町内会の役員で話し合った結果...

地域の人達を集い、「防災委員会」を立ち上げることにしました

防災委員会 地域の防災について一緒に考えてみませんか さくら町内会

さくら町内会

さくら町内会

たしかに... 近所の高齢者も一人暮らしよ一人じゃ避難できそうにないわ

それから... 高齢者以外にも手助けが必要なる人もいるよね...

抱っこして

無理だよ

進めない!

災害時には、子育て中の人や障害のある人なども、手助けが必要になることがあります

災害時の「地域の助け合い」って日頃の備えが必要なんじゃない?

町内会で話し合ってみようか!

私も何かできることあるかな!

私も動きましょ!

町内会の役員で話し合った結果...

地域の人達を集い、「防災委員会」を立ち上げることにしました

防災委員会 地域の防災について一緒に考えてみませんか さくら町内会

さくら町内会

さて、こうして集まった第一回防災委員会ですが...

誰を支援? 把握は?

どう支援? 把握は?

そもそも何から始めたらいいか方針がまとまりません

そこで... 他の町内会に防災対策についてズバリ尋ねてみることにしました

防災担当です

お隣のかつら町内会は災害時の「地域の助け合い」のノウハウを持っています

かつら町内会

テーマ2 「支援の進め方」

基本は 要援護者の把握、要援護者と支援者のコミュニケーション!

例えば...

- アンケート
- 訪問活動
- サロンでの交流

他にもいろいろあるけどね

なるほど~

確かに... 手助けが必要なる人について知っておくのは必要だよ

誰がどんな不安や困りごとを抱えているのかな?

家族構成すら知らない家もあるね

まずは情報だね

それから日頃からの交流か...

こうしたアドバイスをもとに、さくら町内会の防災委員会でも検討して実施することに

1か月後 アンケート 要援護者を把握する

防災委員会メンバーのお母さんにもアンケートが届きました

なんだから他人に助けて貰うのは申しわけないわね

災害時に家族がそばにいないとは限らないし、地域の助け合いも大切なんだよ

そうね... 自分の状況を家族以外の誰かに知って貰えることで安心なことかもね

3か月後 訪問活動 要援護者を把握する

こんにちはは様子はいかがですか?

元気だよ ありがとうね

お孫さん?

6か月後 サロンでの交流 要援護者と支援者が日頃から顔見知りになっておく

1年後 要援護者も参加している防災訓練や勉強会などが行われています

高齢者のための備蓄品講座

知っておこう! 車椅子の操作法

いざという時 安心なまちづくり

もっともっと たくさん自治会・町内会で 自助・共助の取組が 広がりますように!

テーマ 1 まずは話し合い～活動体制を整える～

- 災害時要援護者支援の取組は、主に自治会・町内会単位で進めます。
- 取組を進めるにあたり、まず、自治会・町内会など地域の防災組織のなかで必要性を共有することが大切です。話し合いから始めてみましょう。
- 活動体制を整えるにあたり、自治会・町内会の防災部など、既存の組織を活用するほか、日頃から、見守り活動やサロンの運営に関わっている方(民生委員やボランティアなど)と、一緒に取り組むことで円滑に進むこともあります。
- 継続して取り組める体制づくりとして、現時点の自治会・町内会の役員だけでなく、過去の役員経験者も含めた委員会を設けている例もあります。

テーマ 2 支援の進め方～組織で取組を始めてみる～

どのような取組から始めるのがよいのか、正解があるものではありません。地域の実情に応じて、できることから始めてみましょう。取組を通して、災害時要援護者と支援者の信頼関係が築かれていきます。

ここでは、多くの地域で取り組んでいる一例を紹介します。

日頃からの取組

要援護者の把握	アンケート等を実施して、地域のなかでの災害時要援護者を把握しましょう。
活動体制の構築	既存の組織の活用、新たなメンバー(支援者)の募集により、体制を作りましょう。
災害が起こったときの対応方法を決める	災害時要援護者と支援者のマッチング(担当決め)や、安否確認の方法等を決めましょう。
顔の見える関係づくり	回覧板のお届けや行事の案内などきっかけをつくって訪問したり、気軽に参加できる交流会を開催したりして、コミュニケーションを図りましょう。

発災時を想定した取組

安否確認訓練	無事である家庭は、玄関ドア等に目印となるタオルやステッカーを掲げ、掲出状況を確認することで、外からでも一目で安否を確認できます。
救出・救護訓練	発災時を想定し、車いすなどを使用して自宅等から避難所までの避難を行うことで、一人ひとりの状態に応じた救出・救護方法や避難経路が確認できます。

近隣の地域の活動体制や取組を参考にするのも、良いね!



Q&A

Q 地域のなかの災害時要援護者をどのように把握したらよいのでしょうか?

A 栄区では、向こう三軒両隣の関係や、地域で災害時要援護者を募るなどの方法で把握している自治会・町内会などが多いです。また、区役所から名簿を受領し、情報の把握や、自治会・町内会などの名簿の補完として使うこともできます。

<参考:地域における災害時要援護者の把握方法>

手上げ方式	自治会・町内会が、災害時要援護者名簿への登録について、回覧等で周知し、自ら名簿登録を希望する方を募ることにより、必要な情報を収集する方式	
区役所が 名簿を 提供	同意方式	区役所から対象者へ、自治会・町内会に提供する名簿への登録について同意確認を行い、同意があった方の個人情報(名簿)を提供する方式
	情報共有方式	区役所から対象者へ、自治会・町内会に提供する名簿への登録についての事前通知を行い、拒否の意思表示がない限り、個人情報(名簿)を提供する方式

※区役所が名簿を提供するにあたっては、区と自治会・町内会が協定を結ぶ等の手続きが必要です。

Q 私たちの地域でも取組を始めてみたいのですが、どうしたら良いですか?

A 区役所では、災害時要援護者支援に取り組みたい地域へのサポートを行っています。お気軽にご相談ください。

サポートの例: 出前講座

区役所の職員が地域を訪問して、災害時要援護者支援に関する講座を行っています。

- テーマ
- 取組の概要を知りたい
 - 個人情報の取扱いをどのようにすればよいかわからない など

Q 取組事例について知りたい。

A 横浜市では、次の手引きや事例集を作成しています。(栄区以外の取組も掲載しています。)
【URL】<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/chiikifukushi/yogoshien/>

- 共助による災害時要援護者支援の手引き
災害時要援護者を地域のみなさんで支え合う体制をつくるための方法や取組内容・ポイントを掲載
- 共助による災害時要援護者支援の活動事例集～名簿からのキックオフ!!～
区役所からの提供された災害時要援護者名簿を活用した地域の取組状況等を掲載

Q 支援者になったら、必ず支援を行わなければならないのでしょうか?

A

- 災害時要援護者支援の取組は、地域の共助の取組であり、できる範囲で行うものです。
- 災害発生時に自宅にいるとは限りませんし、自分や家族がケガをすることも考えられます。ご自身と家族の安全が確保されてから、無理のない範囲で安否確認等へのご協力をお願いします。

蚊の発生源対策調査事業のモデル地区を募集します！

地域ぐるみで蚊の発生源対策に取り組んでみませんか？
モデル地区には発生源への薬剤投入などの支援があります。

自治会や町内会で地域ぐるみで蚊の発生源対策に取り組んでいただく「蚊の発生源対策推進モデル地区」を募集します。

1 「蚊の発生源対策調査事業」の目的

感染症を媒介する「ヒトスジシマカ」は、温暖化の影響で生息の範囲を拡大しています。また、グローバル化の影響で人や物の移動により蚊の侵入や病原体が持ち込まれる可能性が非常に高くなっています。そのため、デング熱のような蚊が媒介する感染症が突然、流行するというような事態の発生が、今後は増加すると予測されています。このような状況から、「ヒトスジシマカ」の吸血被害の大きい都市部の戸建て住宅街などでは、平常時から発生源対策を徹底して行うことが望ましく、さらに地域ぐるみで行うことで対策の効果が高まると考えられています。そこで、地域ぐるみで取り組んだ成果を検証し、その検証結果を用いて他地区での取り組みを促進することを目的とします。また、こうした取り組みをする地区が増えることで、感染症の大規模な流行を未然に防ぐことも目的とします。

2 モデル地区とは

当区福祉保健センターにモデル地区指定の申し出をしていただき、審査の結果次に掲げるモデル地区の要件に適合する場合は、モデル地区の指定をさせていただきます。

ただし、指定は先着順とし、申し出いただいた自治会・町内会 **3 団体まで** を指定させていただきます。

※原則として平成30年度、令和元年度にモデル地区に指定した自治会・町内会（飯島団地自治会、本郷台駅前市街地住宅自治会、鍛冶ヶ谷町内会、本郷富士見ヶ丘自治会、庄戸四丁目町会、長沼町内会、笠間町内会、小菅ヶ谷五月会）は指定しません。

<モデル地区の要件>

- ・自治会または町内会単位の取り組みで、当調査事業に御協力いただくことについて組織内で合意が得られていること。
- ・組織内に取り組みの責任者及び担当者があること。
- ・次の「蚊の発生源対策推進モデル地区」ではの内容に賛同し、組織として実行が可能であること。
- ・モデル地区の期間終了後も継続して取り組む意向があること。

※モデル地区の期間

1年間（単年度）

(1) 「蚊の発生源対策推進モデル地区」とは

「蚊の発生源対策調査事業」に協力し、6月～10月に集中的に蚊の発生源対策に取り組むことにより、蚊の発生数を減少させることを目的とした地区を指します。

(2) 「蚊の発生源対策推進モデル地区」では

- 区職員と一緒に自治会または町内会の担当者が、蚊の発生源を見つけるための町内のパトロールを定期的（1回/月）に実施します。
- 区職員と一緒に自治会または町内会の担当者が、容易に水溜まりを除去できない雨水マスなどに蚊の幼虫（ボウフラ）の成長抑制剤を定期的（1回/月）に投入します。
- 自治会・町内会住民へ蚊の発生源対策方法を周知します。
- 区が実施する住民へのアンケート調査に協力します。
- 他の自治会・町内会へ取り組み内容の紹介、助言をします。

これらの取り組みを通じて、地域の蚊の発生数の減少を目指します。

(3) 「蚊の発生源対策調査事業」について

「蚊の発生源対策調査事業」は、平成30年度から開始した3か年継続の区づくり推進事業で、毎年度モデル地区を変えて実施しており、今年が最終年度の事業となります。

蚊の発生源対策を自主的に取り組んでいただく地域に対し、取り組みの成果を検証する調査に御協力いただくとともに、当区職員が現地へ赴き、住民の皆さんと一緒に蚊の発生源対策に取り組めます。

<具体的な主な調査・支援内容>

- ・自治会・町内会内を当区職員が住民の皆さんと一緒に巡回し、発生源となり得る箇所を指摘するなどしてパトロールの際のポイントをお教えします。
- ・当区職員が中心になり住民の皆さんと一緒に、容易に水溜まりを除去できない雨水マスなどに蚊の幼虫（ボウフラ）の成長抑制剤（タブレット状の薬剤）を定期的（1回/月）に投入します。
- ・自治会・町内会の住民の皆様へ班回覧などで蚊の発生源対策方法を周知します。
- ・事業実施前と実施後の2回、住民の皆さんへのアンケート調査に御協力いただきます。

3 お申し込み

自治会・町内会会長名で所定の申出書にて、区役所生活衛生課までお申し込みください。

窓口、郵送、FAX、e-mailのいずれの方法でも可能です。

4 募集期間

令和2年5月22日（金）まで

5 申出書類の提出先

〒247-0005

横浜市栄区桂町303-19（区役所新館3階302番窓口）

栄区福祉保健センター生活衛生課

FAX：045-895-1759

e-mail：sa-eisei@city.yokohama.jp

6 事業のスケジュール

令和2年5月22日	モデル地区(自治会・町内会)申出締切
6月上旬ころ	自治会・町内会御担当者様と打合せ
6月	事前調査、事業周知(班回覧)、事前アンケート調査
6月～10月	事業実施
11月～12月	事後アンケート調査
令和3年2月ころ	事業実施結果、アンケート調査結果まとめ

7 2年間の実績

この2年間で自治会・町内会8団体が当調査事業に御協力いただき、蚊の発生源対策に取り組んでいただきました。取組実績と取組前後の6月と11月に行ったアンケート調査結果は次のとおりです。

<2年間の取組実績>

モデル自治会・町内会：8団体

延べ町内巡回・薬剤投入作業回数：38回

延べ薬剤投入箇所数：約2700箇所

延べ薬剤投入数：約13000錠

<アンケート調査結果>

近年は記録的な猛暑で、蚊の活動も低調であったことから、事業評価は難しいのですが、2年間のアンケート調査の結果は次のとおりです。

取組前年、蚊に刺されなかった 13.2% (6月実施)

取組年、蚊に刺されなかった 31.9% (11月実施)

取組年、例年よりも蚊を見なかった方は 65.6% (11月実施)

☆お問い合わせ

栄区福祉保健センター生活衛生課

電話：894-6967

蚊の発生源対策推進モデル地区指定申出書

年 月 日

横浜市栄福祉保健センター長

代表者 { 住所
氏名
電話番号

蚊の発生源対策推進モデル地区の指定について、次のとおり申請します。

モデル地区指定希望団体について

自治会・町内会名称	
連絡担当者 及び連絡先	(ふりがな) 担当者氏名 _____ 電話 _____ 連絡可能な時間帯 _____ ~ _____ FAX _____ e-mail _____ 住所 〒 _____ _____

FAX 895-1759

区連会 4月定例会資料 令和2年4月20日 地域振興課

各地区連合町内会長 様

栄区地域振興課長

栄公会堂・栄スポーツセンターの休館について（お知らせ）

陽春の候 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、栄公会堂・栄スポーツセンターをご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、令和元年10月定例会でお知らせした通り、栄公会堂・栄スポーツセンターは天井工事により令和3年度に施設全館が休館となります。

このたび、令和元年度に工事の基本設計が終了しましたが、大規模な工事であるため、基本設計の中で工事期間を延長せざるを得ない状況となりました。

休館期間が令和3年度に加えて、令和4年4月～6月までの間についても、施設全館が休館となる予定ですので、御理解を賜りますようお願いいたします。

なお、工事予定は現時点での予定となりますので、今後、工事の予定が変更になる可能性もあります。あらかじめご了承ください。

1 休館日程 令和3年4月1日～令和4年6月30日（予定）

休館期間中は全館が休館になります。

（休館期間は現時点での予定となりますので、今後変更になる可能性があります。）

2 休館理由 建築基準法に基づく天井耐震工事のため

3 発注部署 横浜市市民局地域施設課・スポーツ振興課

担当 栄区地域振興課区民施設担当 細谷

Tel 894-8393

Fax 894-3099

E-mail sa-shisetsu@city.yokohama.jp

自治会町内会館整備について

1 令和3年度の会館整備予定の申し出について

令和3年度に自治会町内会館の新築・購入・増築・改修・修繕（補助対象経費100万円以上）を行う意向がある自治会町内会を対象に、あらかじめ審査を行った上で予算編成を行い、予算確定後、優先度の高い案件から予算の範囲内で補助申請を受け付ける自治会町内会を決定していきたいと考えています。

つきましては、令和3年度に会館の新築・購入・増築・改修・修繕（補助対象経費100万円以上の工事が対象）を予定している自治会町内会については、まず、各区役所へお申し出をいただき、その後、必要書類をご提出いただくこととなります。

（自治会町内会が公園内に公園集会所の整備を予定する場合についても、同様にお申し出と必要書類のご提出をお願いします。）

（注）公園集会所の整備の場合は、区役所へお申し出をいただく前に、環境創造局公園緑地管理課及び土木事務所と調整が必要になります。

（1）今後のスケジュール

・区役所へのお申し出及び書類提出の締切は、令和2年7月頃の予定です。

必要な書類等については、区役所地域振興課へお問い合わせください。

（内容を審査した上で、令和2年9月頃より予算の編成を行っていきます）

・令和3年度の予算が確定し、補助申請を受け付ける自治会町内会が決定されるのは、令和3年3月末頃の予定です。

（2）自治会町内会への周知

別紙『自治会・町内会館整備のための補助制度等の御案内』を全自治会町内会に配布します。

2 令和2年度の自治会町内会館整備助成事業について

令和2年度の整備予定については、令和元年度に事前申出いただいているところですが、風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合には、事前申出の有無に関わらず、各区役所地域振興課へご相談ください（り災証明書等、別途要件があります）。

【参考】

整備予定件数 55件（新築5件、増築・改修3件、修繕47件）

事業予算額 146,870千円（事前申出分：141,870千円、緊急対応分：5,000千円）

担当：横浜市市民局地域活動推進課

電話 671-2317 FAX 664-0734

区連会 4月定例会資料
令和2年4月20日
地域振興課

令和2年4月20日

各地区連合会長
各自治会町内会長

栄区総務課長
栄区地域振興課長

補助金申請書の締め切りについて

日頃より区政に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

首都圏を中心に新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、4月7日、国は「緊急事態宣言」を出し、緊急事態措置を実施すべき区域の1つに神奈川県が指定されました。

各自治会町内会におかれましては、集団感染のリスクを下げるため、定期総会の延期、書面表決による開催など、大変ご苦勞されていることと存じます。

現在、以下に記載の補助金について、書類提出期限を令和2年6月30日と設定させていただいております。

しかしながら、手続き等の面で提出が困難な自治会町内会の皆様方には、令和2年8月31日までのご提出をお願いいたします。

令和2年9月以降の提出となる場合につきましては、個別に下記担当までご相談いただきますようお願い申し上げます。

引き続き、大変な状況が続きますが、夜間の外出、不要不急の外出をお控えいただき、感染予防にご協力くださいますようお願いいたします。

1 対象補助金

- (1) 町の防災組織活動補助金
- (2) 地域活動推進費補助金
- (3) 地域防犯灯維持管理費補助金

横浜市ホームページ
(自治会町内会)



自治会町内会の皆様への
のお願いや、書面表決の
方法などを紹介してい
ます。

横浜市 自治会 コロナ 検索

※上記でも検索いただけます。

担当・問い合わせ 栄区総務課 山口 電話 894-8312 FAX 895-2260
栄区地域振興課 石塚 電話 894-8391 FAX 894-3099

令和2年度 九都県市一斉 自転車マナーアップ強化月間 横浜市実施要綱

目 的

自転車の交通事故を防止する運動を市民総ぐるみで展開し、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、自転車の交通事故防止の徹底を図ります。

期 間

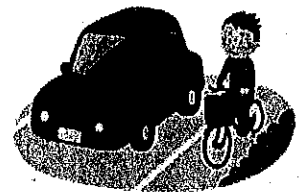
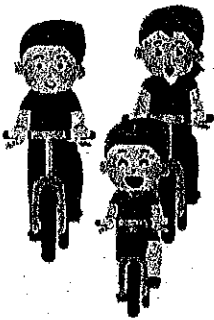
令和2年5月1日(金)～5月31日(日)の1か月間

スローガン

自転車も のれば車の なかまいる

重 点

- 1 自転車交通ルールの遵守とマナーの向上
- 2 自転車の損害賠償責任保険等加入と点検整備の促進



◆◆令和元年中の自転車関連事故発生状況◆◆

	全 事 故			自 転 車		
	件数 (件)	死者 (人)	負傷者 (人)	件数 (件)	死者 (人)	負傷者 (人)
横浜市内	8,398	50	9,699	1,662	4	1,582
前年	9,596	57	11,137	2,014	6	1,919
前年比	-1198	-7	-1,438	-352	-2	-337
構成率				19.8%	8.0%	16.3%
神奈川県内	23,294	132	27,392	5,445	13	5,301
前年	26,212	162	31,021	6,086	19	5,916
前年比	-2,918	-30	-3,629	-641	-6	-615
構成率				23.4%	9.8%	19.4%

◆◆令和元年中の自転車関連事故年齢層別死傷者数内訳◆◆

15歳以下 17.5%	16～19歳 11.0%	20～29歳 12.2%	30～39歳 13.2%	40～49歳 17.1%	50～59歳 13.1%	60～64歳 4.0%	65歳以上 11.9%
----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	----------------	----------------

自転車安全利用五則 (平成19年7月10日 内閣府交通対策本部決定)

1. 自転車は車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
(二人乗り・並進の禁止、夜間はライト点灯、信号遵守と一時停止・安全確認)
5. 子ども(13歳未満)はヘルメットを着用



悪質自転車運転者に安全講習の義務化 (道路交通法施行令の一部改正(平成27年6月1日施行))

○信号無視、酒酔い運転など14項目の違反を「危険行為」と定め、3年以内に2回以上摘発された自転車運転者は、安全講習を受けることになります。

各機関・団体の主な取り組み

共通事項

1. 運動の重点に基づき、それぞれの地域の実態に即した自転車のマナーアップを図る各種交通安全活動を積極的に推進します。
2. 関係機関・団体の職員等に、この運動についての周知を図ります。
3. 自転車安全利用五則など交通ルールの遵守とマナーの向上を呼びかけます。

横浜市・区

1. 各区で自転車の関係する交通事故実態に即した交通安全運動の実施を計画するとともに、関係機関・団体と連携を図り運動を推進します。
(神奈川県交通安全対策協議会による自転車交通事故多発地域の指定)
また、自転車の損害賠償責任保険等加入の周知・啓発や、自転車とクルマの互いの思いやりを啓発する「思いやり SHARE THE ROAD 運動」を実施します。
2. 各区において参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。
3. 新中学生・新高校生を中心に、交通ルールの遵守とマナーの向上を呼びかける啓発チラシを配布するほか、自転車交通安全教室を実施します。

警察

1. 信号無視、整備不良など危険性、迷惑性の高い運転などの指導取締りを強化します。
2. 関係機関・団体と連携し、自転車の通行方法に関する周知を推進します。
3. 参加体験型の交通安全教育等を積極的に推進します。
4. 関係機関へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域等の実態に即した事故防止活動を推進します。

交通安全協会

1. キャンペーンやイベントなどの開催により、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場などでの自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
2. はまっ子交通あんぜん教室による児童への安全教育のほか、高齢者などに対する自転車の安全教室を実施し、自転車のルール・マナーに関する知識を市民に幅広く周知します。
3. 自転車の損害賠償責任保険等加入の周知・啓発を推進します。

地域・家庭

1. 子ども（13歳未満）が自転車を運転するときや、子どもを自転車に乗せるときは必ず自転車用ヘルメットを着用させるようにしましょう。
2. 自転車利用時のルールとマナーの大切さについての意識を高めましょう。
3. 自転車の危険な運転を見かけたら、地域ぐるみで「ひとこえ」をかけ合しましょう。
4. 自転車の事故に備え、損害賠償責任保険等に加入しましょう。

教育関係

1. 交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導を充実します。
2. 自転車の利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

1. 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
2. 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

横浜市交通安全対策協議会
(事務局) 横浜市道路局交通安全・自転車政策課
電話(671)2323

区連会 4 月定例会資料
令和 2 年 4 月 20 日
区連会事務局

令和元年度 栄区連合町内会 事業報告書

項 目	実施内容
1 定例会議	<p>○栄区連合町内会定例会（区連会） 年 9 回開催 （原則 13 時 30 分～15 時 30 分開催）（8 月及び 12 月は休会） 平成 31 年 4 月 22 日（月）、令和元年 5 月 20 日（月）、6 月 20 日（木）、7 月 22 日（月）、9 月 20 日（金）、10 月 21 日（月）、11 月 20 日（水）、令和 2 年 1 月 20 日（月）、2 月 19 日（水） ※ 3 月定例会は新型コロナウイルスの影響により中止</p>
2 研修会	<p>○新任自治会・町内会長、同副会長研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年 6 月 1 日（土）10 時 30 分～12 時 ・栄区役所新館 4 階 8・9 号会議室 ・対象者：令和元年度から新たに自治会・町内会長または副会長になられた方 ・実施内容 <ul style="list-style-type: none"> (1) 自治会・町内会の役割について【地域振興課】 (2) セーフコミュニティ活動について【区政推進課】 (3) 栄区地域福祉保健計画について【福祉保健課】 (4) 防災の取組について【総務課】 (5) 質疑応答・意見交換 ・参加者 78 名（区職員を除く） <p>○各種団体合同研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年 6 月 1 日（土）13 時～16 時 ・栄区役所新館 4 階 8・9 号会議室及び食堂 ・対象者：自治会・町内会や各種団体、地元企業等の代表者 ・実施内容 <ul style="list-style-type: none"> (1) 令和元年度栄区事業概要説明【区政推進課】 (2) 講演「地域の居場所づくり」 講師：こどもカフェ上郷 内村 侃 氏 たまり場とよだ 山上 東平 氏 桂台げんき食堂 白水 嘉子 氏 ・参加者 134 名（区職員を除く） <p>【第 2 部】意見交換会 15 時～16 時、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ラウンジタッチー（栄区役所新館 4 階） ・参加者 112 名（区職員を除く）

3 新年懇談会	<p>○新年懇談会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年1月20日(月)(会費:各自負担)
4 加入・活性化促進事業	<p>○区内イベントへの協賛</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年11月2日(土)栄区民まつり ・令和2年1月11日(土)栄区民ロードレース大会 ・令和2年3月15日(日)栄区中学校対校駅伝大会(※) ・令和2年3月15日(日)SAKAEヤングフェスティバル(※) <p>※新型コロナウイルスの影響により中止</p> <p>○加入促進啓発の物品作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄区自治会町内会マップ 4,000部…転入者に配布 ・ボールペン 1,500本…転入者に配布 ・軍手 3,000個…希望する自治会・町内会へ配布 (加入希望者等への配布) <p>○栄区連合町内会ホームページの運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定例会の結果報告 ・予算・決算及び事業計画・事業報告等の報告 ・各地区の広報紙等の掲載 <p>○加入受付・取次ぎ、転入者へのパンフレット配布、宅建協会との連携、新築マンション建設の情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通年
5 諸支出金	<p>○横浜市社会福祉協議会会費</p>

令和元年度 栄区連合町内会 収 支 決 算 書

自 平成31年4月 1日
至 令和2年3月31日

収入合計額 2,437,809 円
支出合計額 2,357,535 円
差引残高 80,274 円

(市への返還金 0円)
(実質繰越額 80,274円)

1 収入の部

項 目	予算額	決算額	差額	説 明
1 補助金	2,000,000	2,000,000	0	
(1)団体運営費	1,100,000	1,100,000	0	
(2)加入・活性化促進事業費	900,000	900,000	0	
2 雑収入	10	11	1	利息
3 負担金	310,400	264,000	△ 46,400	各種団体合同研修会参加費
4 繰越金	173,798	173,798	0	前年度繰越金うち、91,593円は市へ返還
合 計	2,484,208	2,437,809	△ 46,399	

2 支出の部

※加入・活性化促進事業費分

項 目	予算額	決算額	差額	説 明
1 会議費	43,200	38,880	△ 4,320	
(1)会議費	43,200	38,880	△ 4,320	定例会お茶代等
2 事務費	316,000	42,810	△ 273,190	
(1)消耗品費	250,000	42,060	△ 207,940	事務用品等の購入
(2)通信費	62,000	750	△ 61,250	研修会案内等連絡用切手、ハガキ
(3)使用料	4,000	0	△ 4,000	
3 人件費	420,000	393,352	△ 26,648	
(1)アルバイト費	420,000	393,352	△ 26,648	定例会事務、自治会町内会からの相談対応等
4 事業費	1,531,210	1,790,900	259,690	
(1)事業費	1,520,010	1,780,750	260,740	<ul style="list-style-type: none"> ・新任自治会町内会長等研修会 159,300 ※各種団体合同研修会 268,096 ※区民まつり広告協賛 50,000 ※ロードレース広告協賛 30,000 ※ヤングフェスティバル広告協賛 15,000 ※中学校対校駅伝大会広告協賛 50,000 ※加入促進啓発物品作成 1,094,740 ※ホームページ運用経費 113,614
(2)諸支出金	11,200	10,150	△ 1,050	負担金等
5 戻出	91,593	91,593	0	
(1)戻出	91,593	91,593	0	
6 予備費	82,205	0	△ 82,205	
(1)予備費	82,205	0	△ 82,205	
合 計	2,484,208	2,357,535	△ 126,673	<ul style="list-style-type: none"> 団体運営費 計 644,492 <li style="padding-left: 20px;">(644,481) 加入・活性化促進事業費 計 1,621,450 <li style="padding-left: 20px;">(1,357,450) 市への返還金(前年度分) 0 ※加入・活性化促進事業費の超過分457,450円は、団体運営費より流用

栄区連合町内会 会計監査報告書

令和元年度栄区連合町内会に係る会計全般について、
令和2年4月15日に監査を行いました。

その結果、金銭出納帳、収入伝票、支出伝票、領収書、
預金通帳等関係書類を厳密に監査したところ、いずれも正
しく適切に処理されており、収支決算書の記載どおりであ
ると確認したことを報告します。

令和2年 4月 15日

栄区連合町内会

会計監査 山田直樹



会計監査 芦川 弘



令和2年度 栄区連合町内会 事業計画書（案）

項 目	実施内容
1 定例会議	<p>○栄区連合町内会定例会（区連会） 年10回開催 （原則13時30分～15時30分開催）（8月及び12月は休会） 令和2年4月20日（月）、5月20日（月）、6月22日（月）、7月20日（月）、9月23日（水）、10月20日（火）、11月20日（金）、令和3年1月20日（水）、2月22日（月）、3月22日（月）</p>
2 研修会	<p>○新任自治会・町内会長、同副会長研修会 ・令和2年6月13日（土）10時30分～12時 ・栄区役所新館4階8・9号会議室 ・対象者：令和2年度から新たに自治会・町内会長または副会長になられた方</p> <p>○各種団体合同研修会 ・令和2年6月13日（土）13時～16時 ・栄区役所新館4階8・9号会議室及び食堂 ・対象者：自治会・町内会や各種団体、地元企業等の代表者</p>
3 新年懇談会	<p>○新年懇談会の開催 ・令和3年1月20日（水）（会費：各自負担）</p>
4 加入・活性化促進事業	<p>○栄区民まつりへの出展（日程は変更されることがあります。） ・令和2年11月7日（土）開催</p> <p>○区内イベントへの協賛（日程は変更されることがあります。） ・令和2年11月7日（土）栄区民まつり ・令和3年1月初旬 栄区民ロードレース大会 ・令和3年3月中旬 栄区中学校対校駅伝大会（※） ・令和3年3月中旬 SAKAE ヤングフェスティバル（※） ※中学校対校駅伝及び SAKAE ヤングフェスティバルの協賛金については、令和元年度分の繰越</p> <p>○加入促進啓発リーフレット・物品作成</p> <p>○栄区連合町内会ホームページの運用</p> <p>○加入受付・取次ぎ、転入者へのパンフレット配布、宅建協会との連携、新築マンション建設の情報提供 ・通年</p>
5 諸支出金	<p>○横浜市社会福祉協議会会費</p>

令和2年度 栄区連合町内会 収 支 予 算 書

自 令和2年4月1日
至 令和3年3月31日

収入合計額 2,382,284 円
支出合計額 2,382,284 円

差引残高 0 円

1 収入の部

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増△減	前年度決算額	説 明
1 補助金	2,000,000	2,000,000	0	2,000,000	
(1)団体運営費	1,100,000	1,100,000	0	1,100,000	
(2)加入・活性化促進事業費	900,000	900,000	0	900,000	
2 雑収入	10	10	0	11	利息
3 負担金	302,000	310,400	△ 8,400	264,000	各種団体合同研修会参加者負担金 (過去5年間平均:参加者151名試算)
4 繰越金	80,274	173,798	△ 93,524	173,798	前年度繰越金
合 計	2,382,284	2,484,208	△ 101,924	2,437,809	

2 支出の部

※加入・活性化促進事業費分

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増△減	前年度決算額	説 明
1 会議費	43,200	43,200	0	38,880	
(1)会議費	43,200	43,200	0	38,880	定例会お茶代
2 事務費	116,000	316,000	△ 200,000	42,810	
(1)消耗品費	50,000	250,000	△ 200,000	42,060	事務用品等の購入
(2)通信費	62,000	62,000	0	750	研修会案内等連絡用切手、ハガキ
(3)使用料	4,000	4,000	0	0	借上タクシー代
3 人件費	520,000	420,000	100,000	393,352	
(1)アルバイト費	520,000	420,000	100,000	393,352	定例会事務、自治会・町内会からの相談対応等
4 事業費	1,622,810	1,531,210	91,600	1,790,900	
(1)事業費	1,612,660	1,520,010	92,650	1,780,750	・新任自治会町内会長等研修会 180,000 ※各種団体合同研修会 350,000 ※イベント広告協賛 80,000 ※加入促進リーフレット・物品作成 882,660 ※ホームページ運用経費 120,000
(2)諸支出金	10,150	11,200	△ 1,050	10,150	負担金等
5 戻出	0	91,593	△ 91,593	0	
(1)戻出	0	91,593	△ 91,593	0	市への返還金(前年度分)等
6 予備費	80,274	82,205	△ 1,931	0	
(1)予備費	80,274	82,205	△ 1,931	0	(繰越金充当額)
合 計	2,382,284	2,484,208	△ 101,924	2,265,942	

令和元年度栄区連合町内会協賛・後援行事について（報告）

令和年度に栄区連合町内会が協賛及び後援した行事について報告します。

【協賛】（開催日順）

団体名	行事名	開催日	備考
栄区民まつり実行委員会	栄区民まつり	令和元年 11月2日（土）	協賛金 50,000円
栄区民ロードレース大会 実行委員会	栄区民ロードレース 大会	令和2年 1月11日（土）	協賛金 30,000円
SAKAEヤングフェス ティバル実行委員会	SAKAEヤング フェスティバル	令和2年 3月15日（日）	協賛金 15,000円（※）
栄区中学校対校駅伝大会 実行委員会	栄区中学校対校 駅伝大会	令和2年 3月15日（日）	協賛金 50,000円（※）

※ SAKAEヤングフェスティバル及び栄区中学校対校駅伝大会は新型コロナウイルスの影響により中止となったため、令和2年度に繰越し

【後援】（開催日順）

※全て栄区役所も後援をしている行事です。

団体名	行事名	開催日	備考
栄フィルハーモニー交響楽団	第59回定期演奏会	平成31年 4月14日（日）	栄公会堂
栄区民謡連盟	チャリティーショー 栄区民謡連盟演奏会	平成31年 4月21日（日）	栄公会堂
栄区舞踊協会	第32回 舞踊の会	令和元年 5月19日（日）	栄公会堂
栄区舞踊連盟	第32回 栄区舞踊連 盟 舞踊発表会	令和元年 6月9日（日）	栄公会堂
栄フィルハーモニー交響楽団	2019 栄オーケストラ フェスティバル・夏 休みコンサート	令和元年 7月28日（日）	栄公会堂
株式会社エフエム戸塚	第8回 ラジオ体操 アワー2019	令和元年 7月22日（月） ～8月23日（金）	戸塚区・栄区・泉区 内のラジオ電波の届 く範囲内全域
栄区文化協会	栄区民芸術祭 2019	令和元年 10月15日（火） ～11月17日（日）	栄公会堂、リリース、 本郷地区センター

栄区三曲協会	第33回栄区三曲協会 演奏会	令和元年 12月1日(日)	栄公会堂
栄区子ども会連絡協議会	栄区子ども会書道展	令和2年 2月1日(土) ～2月2日(日)	栄公会堂

(以下は令和2年度以降開催分で、既に申請を受付けているものです。)

団体名	行事名	開催日	備考
栄区舞踊協会	第33回 舞踊の会	令和2年 11月3日(火)	栄公会堂
栄区舞踊連盟	第33回 栄区舞踊連 盟 舞踊発表会	令和3年 3月6日(土)	栄公会堂

担当 栄区連合町内会事務局 (栄区地域振興課内)
石塚、武内
電話 894-8391 FAX894-3099
Eメール sa-chishin@city.yokohama.jp

令和2年度の区連長・地区連長の出席行事予定表

資料No.24

令和2年4月16現在

実施（予定）日	行 事 名	場 所	担当部署	備 考
4月8日（水）19時 【中止】	横浜市青少年指導員委嘱式	区役所	地域振興課	全員
4月13日（月） 【延期】5月中・下旬予定	横浜市栄公会堂及び横浜市栄スポーツセンター指定管理者選定委員会（第1回）	区役所	地域振興課	細田会長
4月14日（火） 【延期】5月中・下旬予定	横浜市栄区老人福祉センター翠風荘指定管理者選定委員会（第1回）	区役所	地域振興課	芦川会長
4月17日（金） 【延期】5月中・下旬予定	横浜市桂山公園こどもログハウス指定管理者選定委員会（第1回）	区役所	地域振興課	芦川会長
4月18日（土）13時30分 【中止】 ※書面表決で対応	横浜栄・防災ボランティアネットワーク総会	区役所	社会福祉協議会	磯崎会長
4月20日（月）10時30分 【中止】 ※書面表決で対応	本郷台駅前広場活性化推進委員会	区役所	地域振興課	全員
4月20日（月）午前 【中止】 ※書面表決で対応	栄区更生保護協会総会	区役所	社会福祉協議会	全員
4月20日（月）午前 【中止】 ※書面表決で対応	日本赤十字神奈川支部横浜市地区本部栄区地区委員会総会	区役所	社会福祉協議会	全員
4月23日（木）13時30分 【中止】 ※書面表決で対応	更生保護女性会総会	区役所	社会福祉協議会	全員
4月24日（金）13時30分 【中止】 ※書面表決で対応	さかえの食と農を育む実行委員会	区役所	区政推進課	全員
4月24日（金）14時 【中止】 ※書面表決で対応	栄区中学校対校駅伝大会実行委員会	区役所	地域振興課	全員
4月24日（金）14時30分 【中止】 ※書面開催により対応	栄区セーフティ推進協議会	区役所	区政推進課	全員
4月27日（月）13時30分 【中止】	栄区食生活等改善推進委員会総会	区役所	福祉保健課	磯崎会長
5月9日（土）10時 【中止】	栄区子ども会連絡協議会総会	区役所	地域振興課	全員
5月9日（土）11時30分 【中止】	栄区PTA連絡協議会懇談会	あーすぷらざ内	こども家庭支援課	全員
5月12日（火） 【中止】 ※書面表決で対応	セーフティ災害安全対策分科会	区役所	総務課	磯崎会長
5月14日（木）19時 【中止】 ※書面表決で対応	栄区体育協会理事会	区役所	地域振興課	全員
5月15日（金）13時30分 【中止】 ※書面表決で対応	栄区シニアクラブ連合会定時総会	区役所	高齢・障害	磯崎会長
5月20日（水） 【中止】 ※書面表決で対応	栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会	区役所	総務課	全員（区連会后）
5月20日（水）、3月22日（月）	共同募金会栄区支会総会	区役所	社会福祉協議会	全員
5月22日（金）13時30分 【中止】 ※書面表決で対応	栄区交通安全対策協議会総会	区役所	地域振興課	全員
5月22日（金）15時 【中止】 ※書面表決で対応	さかえ環境行動推進本部総会	区役所	地域振興課	全員
5月27日（水）13時	栄区文化協会第25回定期総会	本郷地区センター	地域振興課	磯崎会長
5月下旬	栄区明るい選挙推進協議会委員会	区役所	総務課	担当会長、担当会長
5月～6月	栄交通安全協会総会	栄警察署講堂	地域振興課	全員
5月～6月	栄区防犯協会理事会	栄警察署内	地域振興課	全員
5月～6月	栄区防犯協会評議員会	栄警察署内	地域振興課	全員
6月13日（土）午前	新任自治会・町内会長、同副会長研修会	区役所	地域振興課	全員

6月13日(土)午後	各種団体合同研修会	区役所	地域振興課	全員
6月22日(月)	栄区水害対策連絡協議会	区役所	総務課	全員(区連会前)
6月22日(月)	栄区民まつり実行委員会	区役所	地域振興課	全員(区連会后)
6月	栄区地域と学校の協働事業推進協議会	区役所	子ども家庭支援課	担当会長、担当会長
6月、2月	ボランティアセンター運営委員会	社会福祉協議会	社会福祉協議会	担当会長
6月中旬、2月下旬	さかえふれあい助成金配分審査会	社会福祉協議会	社会福祉協議会	担当会長
6月中旬、9月、12月、3月	栄区社会福祉協議会理事会	社会福祉協議会	社会福祉協議会	担当会長
6月下旬、9月、12月、3月	栄区社会福祉協議会評議員会	社会福祉協議会	社会福祉協議会	担当会長、担当会長
6月下旬	栄区明るい選挙推進協議会推進大会	区役所	総務課	担当会長、担当会長
7月2日(木)	社会を明るくする運動講演会	区役所	社会福祉協議会	全員
7月18日(土)予定	本郷台アオソラマルシェ	本郷台駅前広場	区政推進課	磯崎会長
8月上旬	横浜市桂山公園こどもログハウス指定管理者選定委員会(第2回)	区役所	地域振興課	芦川会長
8月上旬	横浜市栄区老人福祉センター翠風荘指定管理者選定委員会(第2回)	区役所	地域振興課	芦川会長
8月上旬	横浜市栄公会堂及び横浜市栄スポーツセンター指定管理者選定委員会(第2回)	区役所	地域振興課	細田会長
8月頃	栄区社会福祉協議会企画委員会	社会福祉協議会	社会福祉協議会	担当会長
9月23日(水)時間未定	栄区シニアクラブ連合会福祉大会	リリース	高齢・障害	全員
9月23日(水)	栄区民まつり実行委員会	区役所	地域振興課	全員(区連会后)
10月1日(木)	共同募金会街頭募金激励	本郷台駅前ほか	社会福祉協議会	磯崎会長
10月14日(水)	セーフコミュニティフォーラム	たちちーらんど	区政推進課	全員
10月20日(火)	栄区新年祝賀会実行委員会	区役所	総務課	全員(区連会前)
10月20日(火)	栄区中学校対校駅伝大会実行委員会	区役所	地域振興課	全員(区連会前)
11月7日(土)	栄区民まつり	本郷中学校	地域振興課	全員
11月19日(木)午後	社会福祉大会	たちちーらんど	社会福祉協議会	全員
12月4日(金)	セーフコミュニティ災害安全対策分科会	区役所	総務課	磯崎会長
12月28日(月)	年末年始消防特別警備激励	栄消防署	栄消防署	磯崎会長
12月上旬	ほっとイルミネーション点灯式	本郷台駅前広場	地域振興課	磯崎会長
1月5日(火)	栄区新年祝賀会	たちちーらんど	総務課	全員
1月9日(土)午後	栄区消防出初式	たちちーらんど、区役所	栄消防署	全員
1月上旬	栄区文化協会新年会	未定	地域振興課	磯崎会長
1月上旬	栄区民ロードレース大会	埋蔵文化財センター	地域振興課	全員
1月中旬	栄区体育協会新春の集い	未定	地域振興課	全員
2月22日(月)	栄区民まつり実行委員会	区役所	地域振興課	全員(区連会前)
2月22日(月)	栄区新年祝賀会実行委員会	区役所	総務課	全員(区連会后)
2月初旬	栄区子ども会書道展表彰式	たちちーらんど	地域振興課	磯崎会長
3月上旬	栄区自治会・町内会長感謝会	区役所	地域振興課	全員
3月中旬(21日頃を予定)	栄区中学校対校駅伝大会	本郷台駅周辺	地域振興課	全員
3月中旬(21日頃を予定)	SAKAEヤングフェスティバル	本郷台駅前広場	地域振興課	全員
未定(年2回予定)	栄区読書活動推進連絡会議	区役所	地域振興課	担当会長

※ すべての会議が網羅されてはいません。また、日程等は変更になる場合があります。

※ 「担当会長」の箇所は、各種委員の就任者が決まり次第、お知らせします。

担当：栄区地域振興課 石塚、武内

TEL：894-8391 FAX：894-3099

Eメール：sa-chishin@city.yokohama.jp